

第七回国会 大蔵委員會議録 第十四号

昭和二十五年二月十四日(火曜日)
午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小山 長規君

理事島村 一郎君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事内藤 友明君

岡野 清泰君 佐久間 徹君

高間 松吉君 塚田十一郎君

吉米地英俊君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中織之進君

宮腰 喜助君 木村 榮君

竹村奈良一君 奥村又十郎君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 (主計局次長) 石原 周夫君

大蔵事務官 (主計局法規課長) 佐藤 一郎君

計局法規課長 安孫子藤吉君

食糧庁長官

委員外の出席者

大蔵事務官 村上孝太郎君

農林事務官 野田哲五郎君

農林事務官 金城 順隆君

農林事務官 義輪 満夫君

労働事務官 龜井 光君

食糧配給公団總裁 梶原 茂嘉君

食糧配給公団理事長 後藤 駒吉君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

二月十三日

昭和二十一年度における一般会計、

第一類第六号

大蔵委員會議録第十四号

昭和二十五年二月十四日

帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出第三〇号)

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出第三二号)

同日

白水品及び同製品に対する物品税軽減の請願(鈴木正文君紹介)(第六三二号)

国立病院特別会計制度撤廃の請願(田島ひで君外一名紹介)(第六四八号)

たばこ民営反対に関する請願(遠藤三郎君外三名紹介)(第六九二号)

退職手当金に対する免税の請願(園田直君紹介)(第七一三三号)

紙に対する物品税撤廃促進の請願(亘四郎君紹介)(第七二七号)

河川改修用地売却に対する所得税及び移転先買得に対する不動産取得税免除の請願(庄司一郎君紹介)(第七三二一三号)

港湾運送業者に対する税制改革に関する請願(關谷勝利君紹介)(第七五〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一七号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第一八号)

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てたるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第二〇号)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出第三〇号)

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出第三二号)

〇川野委員長 會議を開きます。

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。田中織之進君。

〇田中(織)委員 失業保険特別会計法の一部を改正する法律案の改正の内容につきましても、事理明白なるものであります。この点につきましても、私後ほど労働大臣が見えたい点があるものであります。私の申し上げたいことは、根本的にはどうも失業問題に対する政府側の見方が非常に甘過ぎる。それは予算の面における失業対策費といふものを考えてみてもすぐわかることである。そういう結果が、当初よりは失業保険の關係におきましても、年々多額の準備費を計上しなければ、その間に於ける失業の要求に應じられないという結果が出て参るのであります。そこで失業保険課長からお答えを願うことが適當かどうかは疑問だと思ひますけれども、また私他の連合審査会等に出ておられます関係で、他の諸君からおそらく質問があつたことではないかと思ひますので、重複する点ではないかと恐縮でございますけれども、二十五年年度における失業保険につきましても、大体失業給付を受ける者の数についての見込みを御説明願ひたい。特にそれが二十四年度における実際の保険給付を受ける者の数との比較対照の關係において、まず御説明願ひたいと思ひます。

〇龜井説明員 二十五年年度の失業保険におきまします給付の面から見た予定数を申し上げます。来年度の予算におきましては、保険金として百二十億の予算を組んでおるわけでございます。この百二十億によつて何人の失業者に対して給付ができるかという問題でございますが、われわれの見込としては、三十万人を一応予定いたしてあります。この三十万人と申しますのは、毎日三十万人でございます。御承知のように失業保険におきましては六箇月の

給付期間でございますので、年に二回分がかかるわけでございます。延べにいたしますと六十万人が救済の対象になるわけでございます。それととも予備費におきまして四十億圓を計上いたしております。この四十億圓では今の計算で参りますと、毎日では十万人、年間では延べ二十万人といふものの救済が可能であるわけでございます。

〔委員長退席、前尾委員長代理着席〕

さらにこのほかに来年度の予算に二十四億の積立金を、予備費の中にこの法律によりまして繰り込みました結果、三十六億圓が二十三年度までの剰余金として残つております。それに本年度の剰余金約十億圓を見込んでおられますから、それを入れますとこれまで毎日十五万人、年にしますと三千万人といふものの救済が可能になるわけでございます。それで毎日の数から申しますと、三千万と十億と十五、つまり五十五万人、それを年に直しますと、その倍の百十億といふ数になつて参るわけでございます。

〇田中(織)委員 御説明によりまして、大体百二十億の保険金を予定いたしておる關係から、年にならしますと六十万人に対する保険金の給付が可能だといふことでございしますが、二十四年度の年間を通じての保険給付を受けた者の数は、大体どういふふうになつておりますか。

〇龜井説明員 二十四年度はまだ一

月、二月、三月の最終の統計がわかりませんので、明確なことは申し上げられませんが、われ／＼の推定では大体九十万人になる予定でございます。

○田中(蔵)委員 年二回人がかかる勘定になるのでありますから、できればその大ざっぱなところでも、毎月の保険金の給付を受ける者の数の動き方について、できれば資料として出していただきたいと思います。大体の年間における失業者の状況に対する判断の材料にもなると思うのであります。あるいはできれば四半期ごとの現在までの推移、またできれば地区別の数字を出していただきたいと思います。

○藤井説明員 毎月の資料がございすので、後ほど資料として提出いたします。

○田中(蔵)委員 そこで二十四年度におきまして、これは一月から三月までの実際の推移を見てみなければ、もちろん確定的なものではないと思いますが、大体九十万人という数でございます。そうした趨勢にあるにもかかわらず、二十五年度におきまして、基本的な保険給付を受ける者の対象を三十万人と押えられた根拠はどこにありますか。

○藤井説明員 三十万人と見ましたのは、上昇しておりますが現在の受給者のカーブというものが、一応七、八を最長として、新規の離職者というものが逐次減つて参つておる傾向でございます。しかも七、八月に離職しました者は六箇月の給付期間が切れれば、来年度からは切れて参るわけでありまして、一番高いところが切れて参りますので、来年度におきましては今

年の七、八月を最長としたような出方はないだろうという一応の見通しでございます。それで毎日三十万人というもので一応来年度の失業者の方は可能ではないか。但しいろいろ事情で失業者がわれ／＼の予想以上に出ない場合のことも考えまして、予備金といふも申し上げましたように、積立金から二十四億をくずしまして、この予備金の中に計上しておるというふうな状況であります。この積立金の支出につきましては、手続として非常めんどくさい關係上、予算の上に予備費として組んでおきますと、そういう緊急突発のときに支拂する支出というものは、比較的容易にできるといふ見地から、この特別会計の一部を改正する法律案を提出した次第でございます。また予算的措置もそういうわけで、予備費を二十四年度の中に計上しておるわけでありまして、

○田中(蔵)委員 失業保険の特別会計に独立採算制を強行するというところに、これは、われ／＼異論を持つておるのではありません。その意味において、今回の場合の一般会計からの予備費についての繰入れの問題については、われわれこれまたやむを得ない処置として了解できるのであります。大体前年度といふと、昨年の七、八月におけるような大量の首切りという事実が、本年度二十五年度においてはさしあたり予想されないから、基本的な数字として三十万人を拂えておるのだという点は理解できるのであります。しかし予備費において四十億というものを年間に直しますと、勢い二十万人ということになると思ふのであります。

そうすると、当初の三十万人の分が年二回かかるとして六十億とすれば、やはり二十五年度において通計すると、百億の保険金の給付を受ける者が出て参ると思ひます。そうすると八十万人ということに相なるのであります。その点から申しますと、二十四年度の一一・三月の推移がまだはつきりしないといふと申されておるのであります。一応九十万人よりも十万人内輪に相なると思ふのであります。現実存在する失業者の中で失業保険の給付を受けてないところの失業者——われ／＼がいゝゆる潜在失業者と呼んでおる者は、もちろん厳密な意味における失業保険の対象になり得ない点があると思ふのであります。最近における中小企業等における実情から見ますならば、二十四年度よりも本年度において失業問題が深刻になるといふわれ／＼の見通しから申しますと、二十五年度は前年度の大体の実績よりも年間にして十万人内輪に見たといふことは、ちよつと納得がいかないものであります。これを基本の三十万人といふものをふやすというところが、たとえば保険料の問題その他にどういふような関連を持つておるか。その点もこの基本数字を引上げるという点になれば、保険金として予定しておる百二十億は増額されなければならぬことになると思ふのです。これは保険料率その他にどういふような影響を持つておるか。その点を伺いたい。

○藤井説明員 先ほど私の説明で少し足りなかつたので補足いたしますが、先ほど四十億円の予備金と申し上げましたが、それは予備金そのものでございまして、これが現実の面で給付になる場合は、三分の一の国庫負担があるわけでございます。従つて四十億円としては二十億円でございまして、国庫負担はその給付総額の三分の一で、結局四十億全部支出すれば、二十億の一般会計から支出がこれに見合うわけでありまして、二十億としますと年間にならしまして十万人、毎日五万人といふものがそのほかに加わるわけでありまして、これをちよつと説明を漏らしましたのでつけ加えて申し上げます。従つて三十万人に對しますと年に六十万人、この予備金だけの十億と二十億に對する国庫負担の分を含めまして、予備金だけでは毎日十五万にして年に三十万人、従つて九十万人ということに相なるわけでありまして、

それから次に百二十億の保険給付費を増額することによつて、より多くの失業者を救済する態勢を整えた場合に、保険料その他保険経費にどういふ影響があるかという御質問でございます。もちろんこの百二十億をこれ以上予算の上でふやしますためには、予算收支のバランスとしまして、保険料の増徴という問題がそこに見合つて参らなければならぬのであります。保険料のふえましてただそれに見合いまする国庫の負担分、給付金が増額になるという関連性を持つておるわけでありまして、この問題は先ほども申し上げましたように百二十億、三十万人といふ数によりまして、一応の基本的な数字と見、それに対する予備的な支出として予備費を計上し、さらにそれをもつてしてもなおカバーし得ない場合に、積立金——先ほど申しました四十六億円の積立金をそれに充てて行くといふ

方途をもつてすれば、来年度の失業者に對します給付としては、一応万全の措置が講じられるのではないかと、うふうに、私は確信をいたしておる次第であります。

○田中(蔵)委員 保険料の増徴になるという点が、現在においてももちろんこれは相互扶助的な性格を持つておるわけでございますし、またいつ何とき失業者にならぬとも限らぬといふきわめて不安定な状態に置かれておる労働者として、自分が失業状態に追い込まれた場合の一種の保障にもなるわけ、そこに保険としてのうまみがあるわけだと思ひますけれども、これは実際に保険料を負担する側から申しますと、保険料の増徴という問題は、非常に真剣に考えなければならぬ問題だと思ひます。そこで勢い失業保険等は、社会保障制度として最も先端を行くものである点から見まして、現行の国庫負担の三分の一といふものに対する巾を、もう少し広げるといふようなことが、並行的に考えられなければならぬ問題だと考えるのであります。が、そういう観点からもう一つ伺ひしておきたいのは、もちろん国の負担の部分は、これはただちに国庫からの支出の問題でありますから、一応問題は、これはいたしまして、保険料の徴収状況、こういふようなものについて最近の趨勢をひとつ承りたい。

○藤井説明員 保険料の徴収につきましては、おかげさまで失業保険の保険料は非常に徴収成績がよいのでございまして、この制度が新しい制度であるといふこと、並びに保険料率そのものが低いために、事業主の負担が比較的楽であるといふような面、さらにまた地

方々の職員の方努力というふうないろんな結果からいたしまして、他の社会保険に比べますと、格段のいい成績を持つておるのでございまして、実は昨年十月、十一月、十二月をわれ／＼としまして一応滞納一掃の期間として、徴収の成績の向上に努めたのであります。その結果昭和二十二年本制度が実施されましたから、昨年の十二月二十日までにおきます徴収歩合といふものは、九六％になつておるのでございまして、この点地方の職員がそれほどの強力な行政措置を講じなくても、事業主の方から何ら不平も起らず、こういう成績を得たということにつきまして、われ／＼非常に喜んでおるような次第であります。

〔前尾委員長代理退席、委員長着席〕

○田中(總)委員 先ほど電井さんもお申されたのでありますが、今回の予備費四十億の中には、積立金からの二十四億が入つておると思つてあります。が、これは私は積立金の性格から見ても問題だと思つてあります。四十億のうちで半額以上の二十四億を、積立金の方から予備費の方に振り向けた根拠はどこにありますか。

○電井説明員 先ほど申上げましたように、積立金そのものから支出するにつきますと、財政法上非常に煩瑣な手續があるわけであります。従いましてあらかじめ予算の予備費の中に計上しておきますと、これは支出が比較的容易であります。従つて突発します失業の趨勢に対しまして、急速な手が打てるという意味で積立金としてではなくて、予算上の予備費として

これを計上したような次第であります。

○田中(總)委員 そうすると本来の意味における積立金の運用については、保険特別会計の建前から見れば、どういふような運用の方針を持つておられますか。

○電井説明員 失業保険は御承知のように短期保険でございまして、一年の収入で一年の支出をまかなうという建前をとおしてございまして、この点年金保険のようないわゆる長期保険とその点には違ひでございます。本来失業保険にはこういう積立金というものはないので建前でございます。收支のバランスが一年ごとに結末つて行くという性質のものであります。ところがたまたま一昨年は失業者の数が非常に少りました。従つて給付が少かつたために、とりまして保険料の方の剰余金が出ました。従つてこれを積立金に移しかえたのでございまして、この失業保険は今の申しますように短期保険の性格でございます。長期保険における積立金と違ひまして、いつこれが支出をされるかという点で常に不安の状態にあります。従つて厚生年金保険の積立金のように、これを他に運用するといふことは非常にむづかしいのであります。必要があればすぐ出さなければならぬ。ところが厚生年金の積立金でありますと、十年なり二十年の間の支出がないので、その間完全な運用ができるという点に、同じ積立金という名称は使つておりますが、その内容においては根本的に違ふという関係になつております。

○田中(總)委員 労働大臣に対して本失業保険に関する二、三の質問を保留

いたしまして、私のこれに対する質問を終ります。

○川野委員長 それではこの失業保険特別会計法の一部を改正する法律案に対する質疑は、後刻労働大臣がお見えになりましたときにこれを継続することにいたします。

○川野委員長 次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案を議題として、質疑を進行いたします。奥村又十郎君。

○奥村委員 私は食糧の特別会計と食糧公団の経費の予算の中に、かなり切り詰められる部分があると考へられますので、これらの点についてかなり微細にわたつてお伺いしたいと思ひます。特にこの食糧及び食糧公団は、ほかの特別会計及び公団と比較して、経費が今年またふえてゐる。国鉄なり郵政関係の経費がかなり切り詰まつてゐるのに、この面の経費がふえておる。この点についてどうしても納得の行かぬ点があるので、この九百億円の膨大な経費について、一つ／＼お尋ねをしてみたいと思ひます。

まず食糧特別会計が輸入食糧を買い入れるについては、これはどの機関からこの輸入食糧を買い入れるのであるか。どこで渡しで買ひ入れたらいいのか。その点をお伺いいたします。

○安孫子政府委員 貿易特別会計からシフでもつて食糧管理特別会計が受け入れております。

○奥村委員 シフ渡しと申しますと、運賃はどこから以後がこの食糧の負担となりますか。

○安孫子政府委員 本船の船おろしから食糧特別会計の負担になります。

○奥村委員 そうすると向うの買入れ国から日本の国までの船賃、保険料などは含まない。日本の港において船おろしの以後の経費を持つのであると解釈してよろしうございませうか。

○安孫子政府委員 その通りでございます。

○奥村委員 この食糧には麻袋代とかいろ／＼容器的な経費がたくさん見積つてあるが、大体どういふ包装で買ひ入れておるのか。もちろん包装つきで買ひつけておるはずであるが、この経費の中に見積つてあるいろ／＼な容器代というものは、国内においての入れかえの容器代であるかどうかお伺いいたします。

○安孫子政府委員 御承知のように米類、麦類はばら積みで持つて参ります。従いまして、国内においてこれを運送いたしましたためには、どうしても包装が別に必要になります。原則として、商慣習でもありますが、ばら積みで米麦等は入つて来ておりますので、そのための麻袋を別途手当としておるわけでありませう。

○奥村委員 予算の説明書の補給金の支給の説明を見てみますと、補給金を支出いたしました消費者の価格として記載してある価格、これは予算の説明書記載正版の八十一ページにあるいは小麦の価格が七十九ページにあります。この消費者の価格といふのはどういふことを意味するか。これは食糧に掛り下げる価格のことを意味するのかどうか、お伺いいたします。

○村上説明員 それは食糧管理特別会計に掛り下げる価格を意味します。

○奥村委員 ところが食糧特別会計の方で買ひ入れる価格と、この予算の説

明書に書いてある消費者の価格が、かなり食い違つております。たとえて申しますと、米におきまして小麦におきまして、食糧の方で買ひ入れる価格の方が消費者の価格よりも高い。小麦においても十七億四千万。大麦においても二億四千万。米においても十億四千万。この食い違いはどういふわけであつて来るのでございませうか。

○村上説明員 今手元に詳しい資料がございませんが、それはおそらく食糧管理特別会計の方では買ひ上げの価格を切り上げておるといふ関係じゃないかと思ひます。

○奥村委員 買入れの価格を切上げておるとはどういう意味ですか。ただいまの御説明では食糧に掛り下げる価格がその予算説明書の七十九ページにある。それによると小麦の価格が一番高いので二万五千五百二十二円、これは補給金を拂つたあとになつております。ところが食糧の今度は買入れ価格としては、一番安いので二万五千五百四十三円、高いので二万六千六百六十四円、相当開きがある。そうするとこの合計で約三十億四千万以上の食い違いといふのは一体どういふふうになつて行くか、伺いたい。

○村上説明員 今手元に資料がございませんので、後刻資料を調べてお答えいたします。

○奥村委員 どうもこの点はおかしいと思つてゐるが、大蔵省の方で補給金を拂つて消費者へ販売する価格——消費者と言つても食糧は一切食糧に掛り下げることはわかり切つておるのだから、食糧の買入れ価格が大蔵省の拂下げ価格と合致するのが当然であつて、予算において三十億四千万以上食い違ひ

を現わしておるといふことは、これは予算を組むときに連絡がしてなかつたかどうか。三十億円というものは余分にどこかまた別に拂わなければならぬところがあるのかどうか。それくらいのことはおわかりにならないければならぬはずだと思ひますが。

○村土説明員 予算の説明の何ページを見ておられるのでしょうか。

○農林委員 予算の説明書七十九ページには小麦の価格、大麦の価格が出ておられます。八十一ページには米の価格が出ておられます。それではこれを突込んで御説明いたしますと、予算の説明書七十九ページには小麦の消費者の価格が二万三千七百五十一円、二万四千九百六十四円、二万五千五百一十二円、この三段構成になつております。ところが食糧の買入れ価格の方に行きますと、小麦の価格において二万五千五百四十三円、二万六千六百六十六円、これとつき合せてみると一つも合つておるところがない。ずつと高くなつておる。一番高いのと一番安いのと比べると、大蔵省の方で売るのは二万三千七百五十一円で、食糧の買入れの二万六千六百六十六円、そうすると一割の食い違いができて来ると、こういうわけです。これは補助金を拂うたあとでありますから、この食い違いが出て来るはずはないのです。この点は今御説明できませんか。

○村土説明員 今私手元に予算の説明書を持っております。きようは食糧配給公団の話をしようつもりでしたので、その資料が届きましたらまた御答弁いたします。

○金城説明員 民間の輸入食糧の買入れの基礎になつておるところを、ちよ

つと御説明申し上げたいと思ひます。輸入食糧を食糧が買います場合には、内地の生産者価格を基準にする。もつと言いますと、小麦であります。内地の小麦を食糧会計が生産者から買うのと同じ価格で、貿易特別会計から買うという建前をとつております。予算に書いてあります価格というのは、たとえば小麦ですと、二十五年産の小麦のバリエーターが大体どういふふうになるかというバリエーターの推移を考えた上で、予算では大体一六四、それから米におきましては大体一六八という推定で予算の準備を計算いたしておるわけでありまして、そういういたしますと輸入食糧につきましては、大体十月までは内地産と同一バリエーターで、十一月以降は米と同一バリエーターで、輸入食糧管理会計で買入れるという計算をいたしておりますので、たとえば小麦にきましては十月までにどれくらい入るといふ大体の推定で、その数量に對しましては、一六四のバリエーターで食糧会計は買入れるという計算をいたしております。この食糧会計が買入れる金額といふものは、今申し上げましたように、一六四のバリエーターで計算いたしました米と麦の対比価格で計算いたしました。十月までは一トシ当り二万五千五百四十三円、十一月以降は二万六千六百六十六円という計算をいたしておりますわけでありまして、あるいはそういう点の食い違いかと思ひますが、なお補助金との関係を調べてみますと、どこでどういふ相違があるというところは後日お答えいたします。

とを御尋ねしておるのであります。ただいまの御答弁では答弁にならぬ。そこでこれはまた大蔵省の説明員の方も、予算委員会もあるのだから、説明書は予算委員会へ行つてとつて来られたらどうですか。この予算の説明書によつて、予算委員会も十分の審議をやつておるのですから、説明書を持つておらぬといふのは私ふしぎに思ひますが、この説明書によつてみると、小麦だけに對しても百七十七億円の補助金を拂うてある。消費者に對して二万五千五百一十二円に拂ひ下げるべく補助金を拂うてある。そしてそれを食糧が受取るべきなのに、食糧の方の買入れ価格がそれよりずつと高くなつておる。そうすると、結局その差額は貿易公団の中へ入つて行くことになるのだと思ひますが、はたしてそれを認めておるのか。この点の御答弁が承りたい。

とを御尋ねしておるのであります。ただいまの御答弁では答弁にならぬ。そこでこれはまた大蔵省の説明員の方も、予算委員会もあるのだから、説明書は予算委員会へ行つてとつて来られたらどうですか。この予算の説明書によつて、予算委員会も十分の審議をやつておるのですから、説明書を持つておらぬといふのは私ふしぎに思ひますが、この説明書によつてみると、小麦だけに對しても百七十七億円の補助金を拂うてある。消費者に對して二万五千五百一十二円に拂ひ下げるべく補助金を拂うてある。そしてそれを食糧が受取るべきなのに、食糧の方の買入れ価格がそれよりずつと高くなつておる。そうすると、結局その差額は貿易公団の中へ入つて行くことになるのだと思ひますが、はたしてそれを認めておるのか。この点の御答弁が承りたい。

○村土説明員 ただいまのお話でございしますが、私は食糧管理特別会計の方をやつておるわけで、補助金の方をやつておるのではありませんが、補助金の方では、補助金を積算いたしますとき、先々までのバリエーターはわかりませんから、一応今食糧管理特別会計の方から御説明になりましたような予想のバリエーターで組んでおります。従つてある程度の差はあるかも知れませんが、現実には価格がきまます場合には、要するに特別会計から拂ひ下げる場合には、国内生産者価格と合せて拂ひ下げるわけでありまして、その予算上の食い違いが貿易公団に入るといふことは絶対にありません。

予算に組んである以上は明らかにせんならぬと思ひますが、今ここで御答弁ができれば、この説明書をもつて来てひとつ御答弁をしていただきます。

○村土説明員 私が申し上げましたように、予算バリエーターで組んでございまして、現実にはバリエーターがきまつて行くに従ひまして、そのときの国内生産者価格に合せてやるのでありますから、従つて予算との食い違いはございまいし、将来を一応見通してやるのでございまして、予算上の差がすぐに貿易公団に入るといふことは絶対にないと思ひます。

○農林委員 私は予算を審議するのに、三十数億円の金の使ひ道については相当真摯に審議するのであります。その三十数億円の金が現実にはここに予算において食い違つておるのに、実際上においてはそのときに適當にはかういふような御説明では、予算の審議はできぬ。その御答弁では不満足であります。

○村土説明員 この問題は先ほどから申し上げますように、要するに予算と申し上げますものは、一体小麦は何ドルで入つて来るものやら、それからたとえば今年の四月には幾らのバリエーターになり、今年の十月には幾らのバリエーターになるかといふことは、予想できないものであるから、従つてわれわれとしましては一応将来の価格を予定してやつておるバリエーターを予定してやつておるといふことを申し上げます。

○農林委員 今年幾らの価格で入るかわからぬと言われるが、それはもちろんわからぬ。しかしそういうことを言

われるなら予算というものはできぬはずだ。一応の価格を想定して予算を組んであり、食糧特別会計もその想定のもとに組んである。そのお互いに政府の機関で組んである想定が、三十数億も食い違つておるといふことをお尋ねしているのだから、あなたの答弁は御答弁にならぬ。これは委員長から、もう少し責任者の方にお尋ねがでるよう、適當におとりはからいを願ひたいと思ひます。

○川野委員長 それでは後刻主計局長が主計局長から答弁させることにいたします。

○農林委員 それではこの問題はまた追つてその責任の方にお越し願ひまして、お伺いをいたしたいと思ひます。それからこの食糧の方の運賃の計算です。輸入食糧の運賃につきましては、たとえばはしけ貨とか船貨などの海上運賃、中継地の支拂い等いろいろ書いてあるが、これだけのものを三百四十万トン全部が必要と見込めぬのであります。これは一応の想定してあるものと思ひますが、この点御説明をお願いいたします。

○安孫子政府委員 はしけ貨あるいは中継費その他は、実際船がつかまつたときの状況、また国内における配給の状況からいたしまして、たとえば田浦につきましたものを陸上で運ぶよりも、田浦からはしけで東京の方へ運ぶといふことが、どうしても必要な場合があるわけでありまして、いろいろの事情を想定いたしました。大体この程度のものでございまして、大體この程度をいたしておるのであります。實際の処理は、御承知のように一年を大體四半期にわけて、三期ごとにこの船

おろし並びに輸入食糧の運送を競争入札をもつてやらしてありますので、実際はこの想定とは違つて参ります。一応いゝ／＼なケースを想定して予算を組んであるわけでありませう。

○農林委員 大体船内から下して沿岸に引揚げるまでの経費としてトンで四百十一円、合計十四億四千万ほど見込んである。しかしそのほか輸入食糧の運搬費として、海上運賃その他仲継地の諸拂いとが、いゝ／＼な経費を見込んで五十九億四千万と出ている。全部が配給されるのではなく、一部保管されて持込みになるわけですが、これだけの運搬費はいらないと思ひますが、その点御説明願ひます。

○安孫子政府委員 入りましたものは、港の倉庫の収容力の関係もあり、また大体が麦類でありますから、その後において製粉加工の過程を通らなければならぬ関係上、それを港に揚げて貯蔵し、また二重にこれを運送するといふことは不経済でありますので、ただちに製粉工場なり、製粉工場の近くの倉庫というふうなもの、すなわち海の工場だけでは十分ではありませんので、山工場方面まで一貫して輸送して行くわけでありませう。その方が経費の節約としては私も適当であらうといふふうに考へてやつていられるのであります。従つてストックになるものについては陸上運送というものも出て来るわけでありませう、その辺の事情は御了承願ひたいのであります。

○農林委員 三千二百万石を買い入れる見込みとして、その総買入れ数量三千二百万石を全部七箇月間保管したものととして、ここに保管料として九十八

円九十一銭を見込んである。これは全部が全部七箇月間倉庫に保管されるのではなからうと思ひますが、その辺の事情を御説明願ひます。

○安孫子政府委員 もし七箇月間と印刷してありますればミス・プリントで、七期の間違ひではないかと思ひます。大体商業倉庫においては、一箇月を二期にかけております。七期とすると三箇月半ということになります。どの程度の期をとるかについては、過去のいゝ／＼な資料を基礎として、まず七期程度を平均的に見ておくことが適当であらうといふことで、積算いたしましたわけでありませう。

○農林委員 買入れ総数量を全部一旦保管するため倉庫に入れるといふことですが、このうち保管料の必要でない部分もあるのではないかと思ひます。輸入食糧にしても全部一旦倉庫に保管するといふことにして、トン二百一円を全部に見込んであるが、このうちにはかなり見込んである部分があると思ひますが、全部必要であるかどうか。

○安孫子政府委員 御承知のように、無償で保管してくれるところがございませぬので、買入れれたものについては保管上の責任を持たせませうので、全部について保管する必要があると考へております。

○農林委員 この点はもう少しあとで御尋ねをいたしたいと思ひます。運賃にいたしましては、この点は前にもほかの委員から御尋ねいたしたと思ひますが、入庫及び貨車載せなど貨車載せというものはなしに、一旦は全部消費地で入庫させたことになつていゝ／＼の差があるが、ほとん

のではないかと。この比率は今までの実績から言つて妥当であるかどうか伺ひます。

○安孫子政府委員 御承知のように食糧が非常に窮乏しておりますとき、たとへば汐留ならば汐留に着いた場合に、貨車渡しにしてやつたこともあつたわけでありませうが、事情が安定して参りますといふ／＼間違ひを起しますから、やはり一旦倉庫に入れますして、そこでその姿のまま引渡すという措置が最も適当であらうと考へております。これは、貨車載せでもつてただちに渡すといふようなことは、例外的にしかないと考へております。

○農林委員 旅費において六億八千万円見込んでありますが、この旅費はいゝ／＼の会議をやるための旅費が書いてある。そのうち各事務所から三人当り、あるいは各支所から何人当りときちつと書いてあるが、これが全部参加されるものと思ひます。この参加されない分については、一体決算の上においてどういふふうになつておりますか。

○安孫子政府委員 予算を編成するに於いては、いゝ／＼の想定をいたしませんと算出の基礎も明確でありませぬので、そういう予想のもとに組んでいゝ／＼のわけでありませう。それが実際上三人が二人になり一人になつて、それだけの予算を使わずに済んだといふことになりませう、その結果については決算に出て来るわけでありませう。

○農林委員 同じく旅費の中に、検査及び受入れ業務の旅費として、出張所員が月に二十日間は必ず出張するといふような想定のもとに、常時一人当て

千八百円なり二千円なりを見込んであるが、これだけ出張してないと思ひますが、この点はどういふふうになつておりますか。

○安孫子政府委員 末端におきます受入れ検査、並びに受入れ検査のない場合にはいゝ／＼な調査を――各戸の農家について管理台帳等を整備いたしておりますして、末端の職員はほとんど管内一人か二人というふうな人数でもつて、非常に多いところであれば何万戸といふような検査をいたしております。これは米のみでなく、麦類、いも、加工品というふうなものをしよつちゆう現場において処理いたしておりますので、その程度の出張は十分であると考へております。

○農林委員 これら運賃、保管料及び旅費といふものは、決算においては予算とかなり食い違つて来るのは当然であるから、一応実績をもつて判定しなければならぬと思ひますが、ここでお伺ひしても水かけ論になると思ひますから、いづれまた決算を見てお伺ひをいたしたいと思ひます。

なおお尋ねいたしたいのは、集荷委託費四億四千八百万円というものが出ておりますが、これは集荷手数料とは別に出てくるのですか。集荷委託費といふものがどの方面に拂われるのか伺ひます。

○安孫子政府委員 大体供出事務が国の事務であるか、府県の事務であるか、自治体の事務であるかといふことについていゝ／＼議論があるわけでありませうが、これは地方財政法でありませう、それに国の事務といふことにはつきりなつております。それで果といたしましては、たとえば割当をいた

しますと、これをおろすためにいゝ／＼の会議を開催いたします。それから町村等におきまして、これを個人別に割当するについてはいゝ／＼の会議を必要としますし、また用紙その他の消耗品も必要とするわけでありませう。また供出を奨励いたしますについて、府県庁といたしましても相当大きな旅費を必要とするわけでありませう。かような経費を支弁いたしますために、集荷委託費として計上して、これを府県に交付しているようなわけでありませう。

○農林委員 それではこれは各府県に與えられるか。その供出の数量に応じて分配されるものか。お伺ひいたします。

○安孫子政府委員 大体供出数量、それから管内の広さ、さうな事情を考慮いたしまして、府県別にこれを交付いたしております。

○農林委員 昨年度と比べると定員が食管法でかなり減つておりますが、これは全面的に減つたのではなく、なかうか。その減つたのはどういふ方面で減つたのか。そこでその減つたのはよろしいが、半面に作業補佐員の方で――作業補佐員は昨年が四千四百人、今度は四千五百八十八人で、非常に補佐員がふえておる。それがために二億四千万円という経費がふえておる。この作業補佐員といふのが、ことし初めてこれだけ膨大にふえたという理由をお伺ひいたします。

○安孫子政府委員 実は昨年の行政整理の関係がありまして、食糧庁といたしましては、大体二割の定員減をいたしたのであります。ところが現実の状況を見ますと、とうてい私どもといたしましては、さうな定員減は事務の

円滑な運営上耐え得ないところであつたわけでありました。経過的に申しますと、一昨々年でありましたか、新集荷制度というものが確立されたのであります。従来は生産者に対しては代金の支拂いは、農業会等に一括いたしました拂つておつたのであります。ところがこの個人あての代金の交付が非常に遅延いたしました。生産者側から非常な不満の聲が起きました。供出制度に対する憤懣の大きな一つの原因であつたわけでありました。先般の状況からいたしまして、食糧を受入れたならば、現金または現金に相当するものをただちに交付するという措置を講じなければならぬという建前のもとに、新しい集荷制度をやつたわけでありました。と申しますのは、組合等に一括拂いでなく、受入れたならばただちに本人に交付して金券を交付するという事務が加つたのであります。この末端の検査員は、従来は府県の穀物検査所の職員だったのでありますが、そいつを食糧庁といたしまして吸収いたしました。末端機関としてこれを動かしておるわけでありましたが、これは単に検査をする程度の人間しかなかつたのであります。検査の事務のほかは、ただいま申し上げましたような現金に相当する国庫の金を——これは相当多額の金であります。それを、それを、その仕事も扱うということになります。と、どうしても人数が足りない。その当時約一万人の増員を私どももいたしましては要求をいたしましたのであります。が、一朝にそういうわけにも行かぬだろうというわけで、大体二、三年間にその人数をふやそうというわけ、ことしは四千人ばかりの人数はふやしたと思つてあります。ところが行政整理の問題が出て参りまして、二割として約六千人からの人を整理をしなければならぬ。そうしますと集荷制度というものが基本的に不十分で、生産者に非常に迷惑をかけるおそれがありましたので、私どももいたしまして、事務的にやむを得ない措置をいたしました。二割の定員を減少いたしました。したが、そのかわりに臨時職員と申します。その方面の人をふやしてもいいまして、そして供出その他の関係に支障のない処置をとつて参りたいということ、さういふ取扱いをいたした次第でございます。

○奥村委員 そういたしますと、これは具体的に作業補佐員というのは出張所にふやしたのであるかどうか。
○安孫子政府委員 末端の出張所によつておるわけでありました。
○奥村委員 それでこれは時期的に、短期に雇入れられるのか、年中雇入れられるのか伺いたい。
○安孫子政府委員 大体的に臨時であります。仕事の状態を見まして、切りかえてやつておる場合もございます。
○奥村委員 どうも少しはつきりしておりませんが、四万五千人と申しますと、各出張所はどれだけあつて、出張所当り大体何人になるのか。出張所の数、支所の数、今の定員の数、それに對して作業補佐員の数というものを示しを願いたい。
○安孫子政府委員 四万人と申しますのは頭数ではございませんので、延べでございます。これは頭数にいたしますと大体三千人程度のものでござい。それを年に延人員に換算いたしますと、四万人ということになります。

て、三千何百人、それから出張所の数は町村数からいたしまして、現在約一万一、二千でございまして、その程度の出張所を持つております。
○奥村委員 ただいま作業補佐員が実人員は三千人ほどである。予算の方では四万五千八百八十八人になつておる。そうして一人に対して五千円ですかを見込んでおる。それで三千人が四万五千八百八十八人になるということになる。これは一体どういふ計算になるのか。そういたしますと六千円の月給になつておる。かりに三千人の者が十二箇月働いたとしても、六千円というこれは月給であらうと思ひますが、十二箇月働いたとしても三万六千人になると、さうすると三千人という数は間違ひであるはずですか。
○金城説明員 四万何千人という数字が出ておりますが、臨時の職員でありましたために、常勤の職員であります。年額で單価を計上いたしますが、非常勤の職員でありますので、月の延べになつております。六千三百円ベースといたしまして、大体それを月六千円というふうに計算いたしてそれが年延べ四万。それをかりにぶつ通して年間使つたらどうなるかというふうな数字を出すために十二で割りますと、三千何百人というものが出て来る。こういうことを先ほど御説明申し上げております。

○奥村委員 私が申し上げるのは、ほんととは三千人ほどである。三千人で、一人について六千円見ておるのでしよう。それを十二箇月と見て——これは六千円というのは一箇月六千円の意味であらうと思ふ。三千人が十二箇月とすれば延人員にすれば三万六千人ということになります。それが四万五千八百八十八人、さうするとまだ人員がよけいになるのか。こういうことになるのかどうですか。
○金城説明員 この計算の基礎はこういうことになつております。大体普通の仕事は常勤の職員がいたします。しかし供出の最盛期に至りますとどうしてか殺到いたしますので、さういふ時期においては常勤の職員だけでは間に合いません。もし常勤の職員だけであります。供出はしたけれども検査が間に合わないで、ずつと延びるといふやうな支障が起きますのであります。さういふことがありますので、この予算では米と麦のさういふ支障を防ぐために、一応予算といたしましては、この供出は米と麦の供出を考慮しております。で、麦の期間に一箇月、米の期間に三箇月というふうな考え方でやつております。さうすると両方を合算すると大体四箇月ということになつております。全体の市町村の数が一万一千ほどありますので、各市町村に最盛期の時期に——これは一箇月とありますけれども、何も一箇月延べという意味ではなしに、最盛期のころを見ればからつてさういふ非常勤の職員にやつてもらふ。それを麦で一箇月、米で三箇月、全体で四箇月。その四箇月分の一万一千町村分、さういふような積算の仕方をしております。

○奥村委員 それでは先ほどのお話と違ふことになるじやないですか。三千人が大体実際は常勤になるのである。その三千人という話をお取消しになるならあなたの話はよくわかる。
○安孫子政府委員 三千人という数字は、はつきり逆算をして出せば頭数が出て来るのであります。四万人という点について御質問がありましたので、四万人が頭数としてあるという意味ではなくて、これは延べの計算であります。三千人台の人間である、さういふことを申し上げたわけでありまして、その点は御了承願ひたいと思ひます。
○田中(綱)委員 私はもう少し食糧庁長官は率直に食糧の臨時職員の問題をお話願ひたいと思ふのであります。實際は定員で七千人ばかり天引行政整理を行つた結果、穴があいて来るということを見越して、最小限度あなたたちが臨時職員の名においてその職員を残しておるのは、まごうことなき事実なんです。さういふ点をもう少しあなた方がはつきりお示しになれば、奥村委員の質問に対するお答えになると思ふ。この点は私昨日も御質問申し上げた中で、食糧会計の経理の面におけるいふ／＼の数字の食い違ひというやうなことも、突き詰めて行けば手不足だということ、これは食糧の労働組合の方ではつきりと文書になつて出ておる。さういふ点がありますから、われわれは別にこの前の定員法のときの問題をここで因縁をつけるわけではありませぬけれども、さういふ画一的な、ねこの首を切るやうな形における行政整理というものの被疑が、ここに食糧会計というきわめて重要な部面において現われて来ているという一つの証左だと私は思ふ。さうしたことに對しては常時とかく何人いるかという数字がはつきりしていると思ふ。たださういふものを定員法の関係で出せないから、臨時職員という名前がそれ延べで出ていると思ふ。その点われ／＼は

あなたの方の苦心の点はわかるのでありますけれども、この点の実情は、これは一箇月とかあるいは三箇月という形の臨時職員ではないと絶対に確信しておる。その点も少し率直にお答えできないうしやうか。

○安孫子政府委員 御指摘の通りに食糧管理特別会計の職員の末端におきまして現在員等を整理いたすといふことは、これをやらざるを得ない。大部分の人間がそうでありまして、それが先ほど申し上げましたように、どうしても事務の状況からいたしまして、私も定員整理は困難であつたのであります。結局二割を切らざるを得ないという状況になつたのであります。これを切つた場合の事情を想定いたしますと、生産者に対しては非常に大きな迷惑をかけることになり、また供出に對しても非常に重大な支障を来すおそれがある。ひいては消費者に対する配給遅延その他いろいろの事情も考慮される。なお先ほど申し上げましたように、新集荷制度をとつておりますので、国費を直接検査員が扱つておるのであります。この支拂い事務なるものは非常に複雑でありまして、たとへば御承知だと思ひますけれども、米について申し上げても、なか／＼本米価のきまるのが遅いために、当初暫定米価をもつて支拂います。その次はほんとうの価格がきまると、そのほか早期供出奨励金を拂わなければならぬ。また超過供出奨励金を拂わなければならぬ。またバツク・ペイ、追加拂いしなければならぬ。これは米のみならず麦についても同様。それだけの手数があるわけでありまして、それが等級別に全部価格が違

つて来る。その組合せをいたしますならば、相当大きな組合せになるのである。それを個人々々について一々算定をして、これを拂つて参らなければならぬ。しかも検査員は日中はほとんど検査の事務に没頭されておるのであります。そうして検査をいたしたのもについて、ただいま申し上げましたような支拂いの事務を夕刻からやるといふような状況でありますので、どうして二割を削減といふものは実情から見て適当でないと考えておつたのであります。結局それをせざるを得ない。それをやりましたあかつきには、先ほど申し上げましたような相当大きな支障を来すという観点からいたしまして、臨時職員をふやして、これでもつて事務的な非常な大きな危険を防止いたしたいと考へまして、前々年度に比較いたしますと相当増額をいたしたのであります。ただいま田中さんから御指摘ありましたように、その経過については以上のような事情であります。

○奥村委員 その点はただいまの御説明によつて一応了承いたします。次に延納金利が約十六億四年前年度より減つておりますが、これは公団からの延納金利であると思ひますが、それに間違ひありませんか。

○金城説明員 二十四年度に十六億円の延納金利を計上いたしておりましたが、二十五年度においては全然計上しておりません。仰せの通り公団からの延納金利であります。

○奥村委員 しかし食糧は常時約千四百十億円の食糧証券を發行して、それがため六十数億円の利子を拂う。食糧がそういう利子を拂うておるのであるから、今まで食糧公団に拂わしておる利子であるならば、この際拂おせるのが当然じやないかと考へるのでありますが、今回そういうふうにとくに改めたのですか。

○金城説明員 現在食糧会計から公団に拂ひ下げます主要食糧は、公団の運搬資金の關係で相当の期間の延納をいたしておりますので、今までは政府の物品を拂ひ下げる場合の法律に基きまして、金利を徴収することにしたしております。政府機関内において金利をとるといふことは適当でない。それからまた實際問題といたしまして、従来金利をとつておりましたものにつきましては、政府が食糧証券の金利を拂つておられます部分から延納金利で入つて来る分を差引いたもので、たとえば末端の消費價格が決定しておりましたので、これをとらないといふことになりまして、實際の消費價格決定にはちつとも支障はないので、形といたしましては食糧が金利を負担するか、公団が負担するかといふことの別はありますけれども、両方一本にまとめて考へました場合には、金利の出どころは同じでありますので、昨年の暮れに金利を徴収しなくてもよいといふふうに、法律の改正をいたしたわけでありまして、今申し上げますように、政府機関内金利のやりとりとて、一応とらぬといふことにはいたしたわけでありまして、實際的には今申し上げますように、消費價格算定の基礎においてはちつとも違つたところはないわけでありまして。

○川野委員長 ちよつと奥村君に御相談いたしますが、奥村君の質問は相当長いと思ひますので午後に譲りまして、実は労働大臣がお見えになりましたので、先ほど田中君の質問が保留になつておりますから、失業保険の法案に對する質問に入りたいと思ひます。

○奥村委員 了承いたしました。

○川野委員長 それでは食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案の質疑は午後に譲りまして、失業保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を続行いたします。田中職之進君。

○田中職之進君 先ほど失業保険課長から、本委員会に付託になつております特別会計に關する点につきましては、大体のところ御説明を伺つたのであります。この機会に労働大臣に伺つておきたい点が、二点あるわけでありまして。どうも私らの見るところによりまして、失業保険制度もその重要な一環ではありますけれども、政府の失業対策といふものが私共わめて十分だといふ見解の上に立つて、御質問を申し上げるのであります。

大抵二十五年度における失業者の問題につきまして、労働大臣としていかなる趨勢を抑えられておるかといふことについて、まず伺いたいのであります。なぜこゝした質問を申し上げるかと申しますと、もちろん失業者のうちで失業保険の給付を受け得られぬものは、この制度が二十二年に実施されて以來の本格的な問題でございまして、現実には失業保険の給付を受けられなところの失業者も、私多数あると思ひておるのであります。そういう意味でただ單に失業保険の面に現れて来る

失業者という数字ではなしに、半失業の状態にある者、またいわゆるわれわれの言う農村等の過剰人口の中に含まれておる潜在失業者といふものもあり、最近相次いでソ連領からの引揚者も相当歸つて参つておるのであります。が、こゝういふような人たちににつきましても、労働省で當然失業問題の点からも調査をされておることと思ひますので、概括的に現在労働大臣として、失業者の数についてどの程度のものをお押えおられるかといふことをまず伺いたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 失業者の数を大体にしても押えるといふことは、なか／＼困難なことでありまして。しかし今の日本で持ち得る資料といふものは、大体総理府の統計でやつておる調査と、それから労働省關係の全国の職業安定所を通じての趨勢と、この二つをならみ合せるといふことが比較的信頼もできるし、それから全般的にわたる方法だと思つております。そのほか部分的に非常に綿密な調査の一つとして、たとえばある府県ある都市を對象として、特殊の綿密な調査をやるといふこともやり得ますけれども、現在では今申し上げました二つの方法であります。それでその第一の方はどんなぐあいになつておるかといふと、これは失業者の数の見通しの一つの方法であります。が、昨年の五月、八月、十一月といふふう

度の保険給付から見ましても、大体年間九十万というものが押えられるのでありますが、そうした保険給付を受けられないところの失業者についての対策、かりにそれが百万ないし二百万の人数だと、労働大臣の押えられるような数字から見ましても、私予算委員会でありまさんからこれ以上失業対策の問題を、この委員会を追及する考えはございせんけれども、二十五年の予算に現われております失業対策では、労働大臣自身が押えられている大体二百万の失業者に対する施策としても、きわめて私は不十分なものだということとを申し上げておきたいのであります。

そこで次にもう一点お伺いしておきたいのですが、それは先般の本会議における質問等で、政府は行政機構の簡素化を考えているということでありま。す。労働大臣も、特に機構の整理の問題、機構の簡素化の問題を考えているのだと本会議で断わっておられたようでありま。すが、これは官公庁に働く労働者の立場から見ますならば、いわゆる第二次の首切り整理を政府が意図しているのだと見ておるのであります。が、二十五年における行政機構の整理、行政機構の簡素化の問題から来るところの人員整理について、労働大臣等が考えておりますほんとうの腹はどこにあるか、この際聞かせてもらわなければならぬ問題だと思えます。この点は、今労働大臣がお見えになる直前でございますが、食糧の特別会計におきまして、すでに昨年の六月に数字の上、帳簿の上では行われたことになつてゐるけれども、実態は行われておら

ないというのを農村委員が指摘されて、食糧特別会計に四万五千百八十八人の臨時職員——これは延人員だそうですが、そういう形で出ている。これは昨年における定員法による行政整理の欠陥の露出した部分だと私は思います。ということは、今連合審査会で問題になつてゐる専売公社の面においても、二千八百人という臨時職員がいる。これらは専売公社法の関係から見ると、専売公社の職員ではない。従つて公労法関係の適用を受けないので、厳密に申せば当然罷業権がある。そういう建前から見るならば、高崎工場、上徳島工場等は半数以上がいわゆる臨時工であります。従つてこれらの職員が労働争議をやられるとするならば、専売公社の經理の面に重大な影響を及ぼすような事態が発生して来るのであります。その意味において、私は行政機構の簡素化とか何と云ふことより、現在の定員法について根本的な再考慮、再検討をしなければならない段階にむしろ来ていると思ふのであります。そこで、現内閣が行政機構の簡素化ないし行政機構の整理を考へてゐる面は、絶対に人員整理というものを繰り込んでおらないものかどうか。その点について労働大臣から明確にお答え願いたいと思ひます。

御承知のように統制経済から新しい自由経済へ移つて行く。そして統制は、可能なるものはごく少数を除いてどしどしはずして行くという考え方であるからして、従つて統制を主としておつたところの官庁というふうなものは、根本的に不必要なものも出て来る場合もありましようし、また縮小してさしつかえないというような場合も出て来るだらうといふことは、第一次整理のときから言つておりました。そういう意味の簡素化という問題はあり得ると思ひます。それ以上の整理の簡素化、従つてそれに伴うところの積極的な行政の整理というふうなものは、速い将来にわたつて——今私が申し上げるのは閣議で決定しておるならばともかくも、そういう問題が取上げられておらないのであります。申し上げ得られないのであります。要するに人員の整理を先決目標としたところの行政機構の改革というふうなものはないのであつて、機構自体が時代の変遷とともに不必要になり、あるいは改廃を要する面における人員の移動——單なる整理だけじゃなくして、移動をも含んであります。と、いうような變動はあると思ひます。これは全般ではあります。せんけれども、たとえば一例を申し上げます。昭和二十五年度の予算に盛られておるところを見て、労働省関係の職業安定事務というふうな方面に携わつておる人たちは、相当——これは皆さんの審議をまつて成立するのでありますから、決定ではありませんけれども、相当増員されております。しかしそれでは定員法を破つてふやして来たのかといふと、そうでなくて、一方においては安本関係をその他

が、ただいまの労働大臣の御答弁に
りましたように、労働省の關係にお
ても、たとえば安定局の關係にお
いは人員をふやさなければならぬ。し
しそれは定員法を改正して行くとい
形をとらない。私はそれが姑息だとい
うのです。現に私先ほど例にとりま
て、現にこの委員会ですとい、三十
前に明確にされた点でありますけれ
も、そういう点にはこだわるべきでな
くて、必要な定員は——予算面だつて
臨時職員で四万五千百八十八人とい
ものを、しかもそれが月六千円の單
で計算しておるといふような、そうし
う姑息なやり方をやらずに、必要な
面に——特に農林省關係においては、
統制はほとんど現内閣になつて撤廃さ
ころか、むしろ強化される形になつて
來ておる食糧行政との面において、こ
れは私はきのうもこの委員会で農林大
臣にその点を指摘して、ある意味から
見れば現内閣の統制撤廃のしわざが、今
部農林省關係にしわ寄せされていると
まで極言したのでありますが、そうい
う点からいたしますと定員法はいじら
ない。そういう面子にとらわれない
で、必要な部面には定員法を堂々と改
正してでも、定員をとにかくふやすと
いう処置をとるべきだ。そうでなければ、
団体交渉権すら奪われておる国家
公務員にとつて、この問題はきわめて
重要な問題だ。国家公務員は直接労働
大臣の所管ではないとおしやるかも知
れませんが。その間性格的に若年の相
違はあつても、労働によつてこれらの
人が生活を営んでいるという意味にお
いて、ひとしく労働大臣の行政の對象
になり得るものだ。私は考えますの
で、その点につきまゝ——よ、特に行政機

昨日でな勞のかののせ尋田 必ま酬せとて山に位参の思とともたつとも國に

正式の就業をしておつたというような場合もあるかもしれないけれども、しかし私は失業している人たちが、また日本の人たちの中にそういう人たちがあつたといふには考えません。かりにあつたといふならば、それは、それは論外であります。それから、それは御指摘のような場合、つまりやみ屋をやつてゐるような場合には、捕提しがつたのであります。原則として、かりにそういう場合はどうかといへば、これも嚴重に監督すべきことはもちろんであります。根本的の考え方としては、それは絶対的にいけません。しかし御承知のように、数も非常にふえております。運営事務も、輻輳しておりますので、多数の中には御指摘のような場合もないとはいへないけれども、全体として私は失業保険に關して、そうたくさんの人たちが、そういう不正をやつてゐると思つておりません。しかもこの問題に對しましては、前に国会でも御指摘がございましたので、この一月、二月にそれらの方面に教育的な強調週間というやうなものを、つくつて善処しております。ただいまのところでは法をつくつて何とかといふやうな段階でなく、こういうつた啓蒙と教育をなして行くことによつて足れりと思つております。

○三宅(則)委員 労働行政を担当されておられます地方の職業安定所は各都市を中心としておりますが、私の調査によりますと、都合の安定所が労働省に對して失業者の員数を報告してゐることを確信いたしております。もちろん都會中心でありまして、村におきましても、相当数量の失業者がなきにしもあらずと確信いたすのであります。こういうものにつきましても、都市中心といふことばかりでなく、それをめぐつておられます郡部、これらにおきましても相當の調査をする必要があつたかように思つております。また失業対策をいたします上におきましても、私の承るところによりますと、都市を中心して失業対策を考へておられることではあります。もちろん都市は、その地方の中心でありまして、けれども、都市をめぐりますところの町も、村に至りましても、適當なる施設を行うことが必要であらうと思つております。たとへて申しますと、私は愛知県の選出であります。名古屋、豊橋、一宮、津島、瀬戸、半田及び刈屋といふやうな所が職業安定所の所在地だと確信しております。このほかにもたとえば、津島町とか、端の方に行きますと西尾町、その他周辺にも相當あるものであります。こういうものは労働省の統計に載つていない。してみますと今後の職業教育施設その他におきましても、都市から離れた所、たとえば三里離れた所、五里離れた所の職業教育施設を完備する上におきましては、少しくらい離れた方がかゝつていゝといふ場合があると思つております。こういうことを考へまして、この労働問題、失業問題といふものは、ぜひとも全国的に調査をなさしまして、國家財政の許す範囲内においてこの失業対策を練る。こういう点について、特に現内閣における少壯なる労働大臣の活発な御活動をお待ちしておりますが、これに對する御感想を承りたいと思つております。

○鈴木國務大臣 御指摘のように、從來労働省の緊急失業対策が都市中心であつたといふ点は認めます。それからまた現在の情勢のもとにおいては、もつと広げなければならぬといふ情勢にあるといふことも私も認めております。二十五年度は皆さんから見ればまだ十分かと思つていますが、幸いに昨年の年間を通じて、八億に比べて四十億といふ基礎もできましたので、この点につきましても町村の特殊事情のある所はそれも考慮して、対策の対象として參る方針をすでに下部に徹底させております。但しこの問題で考へていたできたのは、一方において一千億の公共事業費が計上されておる。これとにらみ合せて考へていただきたいと思つております。

○三宅(則)委員 もう一点だけ伺ひたいとして質問を終わりたいと思つております。今労働大臣のおつしやいました通り、公共事業費はまことに必要なものであります。たとへて言ううと、治水、河川の改良等は、今日の場合きわめて急を要するものであると確信いたしております。こういうものにつきますと、すでに予算にも計上せられておるやうであります。たとえば、私どもの所にしますと、矢作川の改修といふやうなことにつきましては、かなり力を入れておるわけでありまして、それらにとらひ合せて、でき得べくんば予算の範囲内において、全国的にそれらの配分を了せられて、本委員会並びに予算委員会等において、活発に論議せられることを期待するのであります。

最後に一つ申し上げたいことは、今日の労働行政としては、労働官吏あるいは職業安定所の官吏が、地方においては割合に権能を振へ過ぎる。たとへて申しますと、ここに一つの例でありまして、それに対して多少おつつかを使つたとか、あるいはその他のことをいたさなければならぬ就職が、かえつて困難である。こういう点を聞いておられますが、それらに對して下僚官僚の諸君を監督するのは労働大臣であると思つて、これらに對する御構想なり決意なりを承れば、仕合せであると思つております。

○鈴木國務大臣 實情にそぐわない行き過ぎは断固として是正しなければならぬといふことは、あえて労働行政に限りません。すべてさうであります。私もさういふふうに思つております。しかし労働行政のごときは、基準行政にしても安定行政にしても、新しい行政であります。またその實際の運用にあつては國民になれないところはあるかもしれません。日本の經濟復興のための一番重要な部門であることは間違ひありません。根本的に、権力を振へるやうと誤解がありまして、積極的に働いてもらいたいと思つておられます。實情にそぐわない行き過ぎは、お説のように訂正するようになさいます。

○竹村委員 大體失業保險の六箇月の給付期間が過ぎた後、まだ就職のできない人は、いゝな失業救済事業とか、さういふ方面に働いてもらふといふ方針であるように思つて、しかしさういふ仕事に従事できないやうな人もあつて、實際六箇月たつてもまだ就職の道がない者に対しては、この六箇月という期間を延長するか、あるいはまた違ふ形において、何か失業者に對する生活を安定せしめる方法を考へておられるかどうかということをお伺ひしたい。

○鈴木國務大臣 御指摘の点につきましては、さういふ人たちが相當まだ続いて出て来る段階にあることは事實だと思つて、しかし一方では、その人たちは相當就職もいたしてあります。根本の問題といたしましては、これはかりに一箇月、二箇月、だからやらないといふ意味じやありませんが、かりに一箇月、二箇月延長したところで、この現象は二箇月先に行けばやはり起るのであつて、根本的に國民經濟の中に新しい雇用が生れて来るという政府全体の政策——たとえば見返り資金を導入し、公共事業費も使い、中小商工業者に対する特殊の商工政策も展開して行くといふその中から、新しい雇用を生んで行くのでなければ、この問題は解決されないと思つております。今の政府の失業対策の根本的な考え方は、しばしば繰返して申します通り、その主体は全般的な經濟復興の中にあります。これが成功するかどうかにかつておると言わなければならぬと思つて、しかし御質問の重點である失業保險の給付金を、一箇月でも二箇月でも延長する意思を政府が持つておられるのか、今は持つておられないのか、これを申し上げたい。それは今申したやうな意味でなく、財政の問題ともからみ合つて、さういふことは今なし得ないといふ意味でありまして、一、二箇月先に行つたつて同じことだから延長はしないのだ、こういう結論ではございません。

○竹村委員 もう一つお聞きしたいの

ですが、昨二十四年度中に、ソ連あるいはその他の方面から帰つて参りまし

た復員者の中で、大体何パーセント就職して、どれだけが失業者として残つておるかという点がわかつておつたならば、お知らせ願いたい。

○鈴木委員 復員者の方々の就職状態は、私たちが希望しておつたよりも非常によかつたところもあり、いろいろありますけれども、大体において相当順調に進んでおるのでござい

ます。今ここに一応の数字がございすから、係から御報告させます。

○藤井説明員 数字を申し上げますと、七月におきましたは安定所に引揚者で求職を申込みた方が二千四百八十七人、これらの方につきまして職業相談、職業指導等で面接いたしました者が二千九百二十三人、これらの中で紹介をいたしましたのが六百三人、これは常用でございす。日雇いが二百五十七人、就職しましたのが常用が二百八十三名、臨時日雇いが二百十三名

というものが七月でございす。安定所に就職の申込みをされましたのが三千七百一名、職業相談、職業指導等で面接をいたしましたのが四千三百八十四名、それに対して安定所が求人者に紹介しましたのが常用が千三百三十人、日雇いが六百八十九人、半数に少し足りませんが、四〇%の紹介であります。これで就職しましたのが常用が五百十五名、日雇いが六百二十八名という就職数であります。一般の就職紹介、就職に比べますと、良好な成績を示してお

ると思ひます。

何つておきたいと思ひます。最近職業安定所が沖繩行きの人夫だか何だか知らぬが、とにかく沖繩行きの募集をやつておるけれども、これはどこからの依頼で職業安定所はやつておるのか、御承知ありませんか。

○藤井説明員 この問題は私も主管課長でございせんから詳しいことは存じませんが、安定所において募集をするというふうなことはまだやつていないように覚えております。ただ土木業者の中で募集をしておるようございす。しかしこれは労働大臣の許可を受けるのが職業安定法の建前ございすので、無許可の募集につきましては、われわれとして厳重な監督をするという態度をもつて進んでおります。

○木村(義)委員 職業安定所の前に机を並べて、その募集をしていこうという事になれば、これはなか／＼デリケートな問題であります。行く者は職業安定所が募集しているものと解釈して行くのです。たいていその線をやつて

いるらしいのですが、大臣もその点はまだよく御調査になつていないわけなので、調査して一べん御報告願ひたいと思ひます。

○鈴木委員 原則としてそういうことはいいと思ひます。ただ、今申しましたように新しい時代でありますから、さらに再調査して適当な時期にお知らせしたいと思ひます。

○川野委員 ほかにも御質疑はございせんか。――それでは失業保険特別会計法の一部を改正する法律案について、質疑もないようございすから、これで質問終了といたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○木村(義)委員 ちよつと労働大臣に

○川野委員 それでは本案に対する質疑はこれで終了といたします。

○川野委員 それでは食糧管理特別会計の方に移ります。奥村君。

○奥村委員 大蔵次官にお伺ひいたしますが、食糧公団に対する直接の監督の責任者はどなたでありますか。

○水田政府委員 農林大臣と安本長官というふうになつております。直接的には農林大臣、総括的には安本長官が監督の御にありす。

○奥村委員 昨日食糧庁長官に対して食糧公団の予算その他についてお伺ひいたしましたところ、食糧庁長官はこれに対して関與しておらぬ、大蔵省に尋ねてくれという御答弁でありました。予算をつくるのは大蔵省がいろいろ査定をなさるのでしようが、実際の予算の実行上において一体だれがこれを監督するの。食糧庁長官は予算をつくるにも関與しておらぬのでありますから、実際上の予算の実行においても関與しておらぬということになる。しかし食糧庁長官は直接の責任者として見られると思ひますが、いかがですか。この点明確にしておきたいのであります。

○水田政府委員 これは御説の通り農林省が監督すべきものでありまして、当然食糧庁長官がこの末端の運営の監督までやるべき立場にあると思つております。

○奥村委員 実は予算委員会以来食糧特別会計及び食糧公団の経費の予算についていろいろお尋ねしておりますが、かなり明らかでない点がありす。つつ込んで言へば、非常に余分な過剰な経費が見込んであると私は考へ

る。特に公団の経費においてはぬか

代、俵代などの販売代金の見積りが非常に安いし、買入れ代金は非常に高い。しかも特別会計と公団会計とが重複している。あるいは給料に非常な食い違

いがある。こういう点を徹底的にわたつてお尋ねしたいと思ふから、食糧公団の責任者の詳しく説明のできる方を午後呼んでいただきたい。それから先ほど大蔵省の方で査定した消費者の価格と、食糧の買入れ価格とが三十数億食い違つておるので、この点も午後明らかにしたいと思ひますから、その関係者をお呼び願ひます。

○川野委員 本日は午前中も食糧公団の総裁もお見えになつており、午後もお見えになることになつております。さらに主計局長が午後見えまして、奥村委員の質疑に対する答弁をすることになつておりますので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○川野委員 次に昨十三日本委員会に付託され、本日の日程に追加いたしました昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案を一括議題として、まず政府の説明を求めます。

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

を加える。

第四條の次に次の一條を加える。

(予算の通知)

第四條の二 内閣は、公団等の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにこれを公団等に通知する。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知があつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

第五條第一項中「予算が国会の議決を経たときは、」を「前條第一項の規定による通知を受けたときは、」に改める。

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の二 公団等は、第四條の二第一項の規定による通知を受けた予算に基づいて、その支拂の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)に因る所要額及び支拂の所要額について、大蔵大臣の定めるところにより、支出負担行為又は支拂の計画に関する書類を製作し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出し、その承認を経なければならぬ。

2 大蔵大臣は、前項の支出負担行為又は支拂の計画について承認したときは、公団等及び会計検査院に通知しなければならない。

3 公団等は、第四條の二第一項の規定により通知を受けた予算に基づいて支出負担行為及び支拂をするには、第一項の規定により承認された支出負担行為及び支拂の計画に定める金額をこえてはならぬ。

第十條の三 前三條に規定するもの

の外、公団等の予算の執行について必要な手続その他細目については、大蔵大臣が、主務大臣にはかつて定める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、公団等の昭和二十五年年度の予算から適用する。

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案

1 アルコール専売事業特別会計において、昭和二十五年年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額より減少したときは、その減少額に相当する金額は、昭和二十五年年度末において、この会計から一般会計の歳入に納付しなければならない。

2 前項の規定により一般会計の歳入に納付したときは、その納付した金額に相当するこの会計の固有資本の額を減少するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○水田政府委員 たいだいま議題となりまして昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期等に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

まず昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期等に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十一年度におきまして、一般会計終算処理費の財源に充てるため、同会計の負担で百億円、帝国鉄道会計の収益勘定における経費支弁及び歳入不足補填のため、同特別会計の負担で四十二億四百六十万円、通信事業特別会計の業務勘定における経費支弁のため、同特別会計の負担で十五億三千万円の借入金をいたしたのであります。その後帝国鉄道会計の借入金につきましては、国有鉄道法施行法の規定によりまして、これを一般会計に、また通信事業特別会計の借入金につきましては、郵政事業特別会計法の規定によりまして、これを郵政事業及び電気通信事業の各特別会計に、それぞれ帰属せしめられていたものであります。これらの借入金は、その償還期限が昭和二十四年度末と定められていたものであります。既定の償還期限までには償還は困難と認められますので、その償還期限を昭和二十七年まで延期できるようにいたそうとするものであります。

次に公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとした点は三点であります。その第一点は、新たに設置を予定されております住宅金融公庫及び船舶管理委員会に対し、これらが政府関係機関であるという建前から、他の政府関係機関と同様に、この

法律を適用しようとする点であります。

第二点は、公団等の予算が成立いたしましたときは、手続として内閣が各公団等にこれを通知するのが適当と考へられますので、この点を明確にしようとする点であります。

第三点は、従来政府関係機関の予算の執行については、予算の移用、流用についてのみ法律で統制を加えて参りましたが、これら機関の経理の適正を期するため、新たに支出負担行為及び支拂の計画の統制を行うこととし、なお必要ある場合は大蔵大臣が主務大臣に協議して、予算執行に關し国に準ずる統制を行ひ得るようになすとする点であります。

次にアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようとしたのは、昭和二十五年年度において、アルコール専売事業特別会計から一般会計の歳入への納付につき、特例を定めようとするものであります。現在アルコール専売事業特別会計におきましては、毎会計年度の決算上の益金を、一般会計の歳入に納付することとなつていたのであります。昭和二十五年年度におきましては、この会計の昭和二十五年年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が、昭和二十四年度末における当該資産の価額の合計額より、約一億四千三百万円減少した見込みでありますので、その金額をも決算上の一般益金約八億五千六百万円とともに、昭和二十五年年度において、この会計から一般会計の歳入

に納付することとしたそうとするものであります。しかしてこの減少額に相当する金額を一般会計に納付いたしましたときは、その金額に相当する金額だけ、この会計の固有資本の額を減少することとしたそうとするものであります。これがためには法律をもつてこれを規定する必要があります。

以上が三法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 午前はこの程度にいたしました。午後二時から再開いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時二十四分開議

○川野委員長 それでは午前中に引続き會議を開きます。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。竹村奈良一君。

○竹村委員 開拓の問題で、開拓者に対する補助金をめぐつて、いろいろ新聞等におきましては不正の事実があつたということが伝えられておるのであります。たとえば栃木県の開拓団「ミッホ」というものが新聞に出ておつたのであります。そういう不正の点だと認められるものに関して、政府の方で調査されました案件その内容等があれば、おわかりになつておる範囲内において詳しく御説明を願ひたい。

○野田説明員 現在開拓者の組織しております帰農組合が四千二百ばかりあります。そのほか帰農組合を結成い

たしませんが、五月、十月程度までま
つておりますのが千七百町村にまたが
つております。従つて大体六千の地区
に開拓者があるといふふうになつてお
ります。これらに対する補助金、融
資金の交付につきましては慎重を期し
てやつておる次第でありまして、大
体において順調に進んでおると思つて
おります。ただ御指摘のありました栃
木県の問題その他一、二ありますが、こ
れらの問題につきましては私ども例
外的な問題といはしまして、具体的に処
理する方法をとつておるわけでありま
す。栃木県の問題は新聞にも出ました
し相当大きな問題であると思ひます
ので、私の方で簡単に調べたところによ
りますと、大体百戸ばかりの入植者に
対して四百万円の出でしております。
これは農業資金と開墾補助の金と、住
宅の金と三つのものを総合して出るわ
けであります。このうちにいづゆる開
拓者側が十分納得のできる経費と称し
ておりますものほかに、使途不明と
申しますのが若干あるように思われま
す。それを当の担当者に聞いてみます
と、経費が十分でなかつたために自分
としても記憶が正確でないが、非常に
多くの入植者が殺到いたしましたし、し
ばらく身を寄せるというような事態で
あつたようでありまして、さういふとき
に一切の食費をまかなつてやります
し、またぐあいが悪いといふことで出
ますときには、旅費を出してやるとい
うようなことをやつておりました。組
合長としては経理上の法則には反して
おるけれども、大してやましくないので
だといふことを言つております。事実
多くの入植者が県の承認を得ないで入
つて参りまして、その組合長からいろ

いろ食費をもらつたり、あるいは旅費
をもらつたりしたことはあるようであ
りまして、その点は若干風評になつた
くらいであつたといふことでありま
す。なお自己のために不正に使用した
ものにつきましては、私どもの取調べ
においては判明いたしませんので、そ
の問題はただいま司法の方で調べてい
ただいておるわけでありまして、
○竹村委員 そういふ不正事実の反面
があると同時に、現在開拓者が入植し
た後、実際に入植して開墾に従ひ専心
それに打込むには、いろ／＼な補助金
等が不足しておつて、開拓に全部を費
すのじやなしに、月のうち十日ぐら
いしか開拓をやるのができず、あとの
二十日はほかに行つて何かで生活資金
を稼いで来るという状況にあるのであ
ります。大体今度は開拓者に対して
て、実際は一人当たり幾らぐらゐの生活
費を支給しておられるのかどうか。
○野田説明員 昭和二十三年年度の調査
によりますと、現物を入れて約五万円
ぐらゐの生活費になつておると存じま
す。そのうち現金面といはしまして
は約三万円ぐらゐの支出になつてお
ります。

でございしますが、この開墾費といふの
が労賃としておにも生活費に充てられ
るといふふうには解釈しております。入
植の当初におきましては、大体一反歩
につきまして五千円程度のものが参り
ますので、四反歩の費用といはしまし
て二万円という金が流れる予定になつ
ております。われ／＼といはしまして
は、その経費をもつて生活をすべてま
かなうといふことは考えていないので
あります。最初の半年あるいは数箇
月といふものはそういうものでまかな
つていただきますが、あとは開拓者の
創意工夫と経営の向上によりまし
て、自分でまかなつて行くといふふう
に考えております。

つたために、関係方面から中止を命ぜ
られまして、ただいまは手開墾が主体
になつております。ただわれ／＼とい
はしましては、農業資金の活用により
まして畜力及びプラウを導入して、そ
の開墾用の油は関係方面のそういう意
向によりまして、著しく減殺されてお
るのであります。従つてごくわずかの
地区におきまして、十分な技術者を持
つており、開拓者自身でやれるとい
ふところに限つて、若干例外的に認めら
れてゐるといふような状態でございます
す。

○川野委員長 ほか本案に対する質
疑はございせんか。なければ本案
に対する質疑を終了したいと思ひ
ますが、いかがでございますようか。
○川野委員長 御異議がないようござ
いますので、開拓者資金通特別会
計において貸付金の財源に充てるため
の一般会計から繰入金に關する法
律案は質疑終了といはします。

○竹村委員 それはしかし実際末端に
それだけの金が行つていますか。それ
を調査されましたか。
○野田説明員 この数字は開拓者が現
実に使用しておりますものを、全国か
ら調査いたして集計した結果でありま
す。そこでこれらに對して国の金がど
れだけ行つてゐるかといふことになり
ますと、これはまた別の角度から見な
ければならぬと思つております。大体
開拓の關係で開拓者に参りますのは、
農業資金と住宅資金と補助金と開墾費

○竹村委員 この開拓は、今おつしや
つたように大体半年で四反、二万円と
いう程度で、あとは自力でやつて行け
といふことになつておりますが、實際
問題ではそれだけでは生活できないか
ら、先ほど私が申しましたように十日
ぐらゐは働いて、あと二十日は何かほ
かの仕事をやらなければならぬとい
う状態が起つて来るのだと思つて
います。問題はこの開墾の仕方です。開墾
のやらせ方が昔とひとつともかわらない
天祥種と小さい唐くわと人力だけでや
らすといふ方針では、問題は解決され
ないと思つて、従ひましてそれに対して
政府が開拓者には、一応開墾だけは
機械力によつてやる。それを開拓者に
貸し與へて行くといふような方策をと
つておられるかどうか、こゝういふ点
がわかれたいと思ひます。

○野田説明員 御説のような立場か
ら、開拓の当初におきましては大量に
機械を入れて開墾を始めたわけであ
りますが、その方式がきわめて拙劣であ
つたために、関係方面から中止を命ぜ
られまして、ただいまは手開墾が主体
になつております。ただわれ／＼とい
はしましては、農業資金の活用により
まして畜力及びプラウを導入して、そ
の開墾用の油は関係方面のそういう意
向によりまして、著しく減殺されてお
るのであります。従つてごくわずかの
地区におきまして、十分な技術者を持
つており、開拓者自身でやれるとい
ふところに限つて、若干例外的に認めら
れてゐるといふような状態でございます
す。

○川野委員長 中止を命ぜられました
理由が、ただいまの拙劣のみ申しま
したが、いま一つは油の消費を規正せ
よといふ面から来ております。この線
は関係方面でも非常に強く押して
ゐる。畜力によつて、われ／＼としまし
ては、畜力による開拓者の自力問題とい
ふことを推進して行きたいと思ひま
す。當農資金の活用等については、し
きりにその点を勧奨しておるわけであ
ります。開拓者に與えられまして開墾
の面積が全国平均におきまして二町五
反でありますので、これは畜力開墾を
利用いたしますならば、さして困難な
問題ではないと思つております。人力
開墾におきましても一町歩程度はさ
して困難ではないと考えております。

○川野委員長 御異議がないようであ
りますから、本案は質疑終了といは
します。
○川野委員長 次は国有林野事業特別
会計法の一部を改正する法律案を議
題とし、質疑を続行いたします。木村
榮君。

○竹村委員 油の規正の問題もあると
言われましたけれども、日本の石油業
に對して見返り資金から外資が入つて
来るといふので、だん／＼石油業とい
うのは発展して行くといふふうに聞い
ておりますが、そういう事実はないの
ですか。

○野田説明員 一般情勢につきまして
は私よく存じていないのであります。
今まではこの開墾用の油といふことに
指定して配給を受けておりますが、そ
の開墾用の油は関係方面のそういう意
向によりまして、著しく減殺されてお
るのであります。従つてごくわずかの
地区におきまして、十分な技術者を持
つており、開拓者自身でやれるとい
ふところに限つて、若干例外的に認めら
れてゐるといふような状態でございます
す。

○川野委員長 ほか本案に対する質
疑はございせんか。なければ本案
に対する質疑を終了したいと思ひ
ますが、いかがでございますようか。
○川野委員長 御異議がないようござ
いますので、開拓者資金通特別会
計において貸付金の財源に充てるため
の一般会計から繰入金に關する法
律案は質疑終了といはします。

○川野委員長 次は農業共済再保險特
別会計の歳入不足を補てんするための
一般会計から繰入金に關する法律
案を議題として、質疑を続行いたしま
す。御質疑はございせんか。――な
ければ本案に對しましても質疑終了と
いたすに御異議ございせんか。
○川野委員長 御異議がないようであ
りますから、本案は質疑終了といは
します。

○川野委員長 次は国有林野事業特別
会計法の一部を改正する法律案を議
題とし、質疑を続行いたします。木村
榮君。

○木村(衆)委員 この間の御説明では見返り資金の方から三十億入つて来て、そのうち林道関係に二十一億使われることになっておるが、その明細について伺います。

○義輪説明員 だいたい御質問のありました当初二十一億の見返り資金が、三十億に増額されたのでありますが、その大体今予定しております使途関係は申し上げますと、国有林でやつておきます直接の生産費、木炭その他の生産をやつておきますが、その方の機械化、設備の改善というふうなものに四億五千万円、それからそれに伴ひまして立木運搬のための林道を開設するために林道の新設、改良の事業、貯木場の新設、改良という事業に十三億三千万円を予定いたしております。次に造林関係の事業といたしまして三億七千万円、次は苗圃事業といたしまして、特に民間拂下げ用の苗木の造成を主眼といたしまして、六億八千万円を予定しております。次は労働者のいろいろな施設、改善に千七百万円、次は營繕関係の経費といたしまして一億三千五百万円、国有林で直接生産しておりますいたし事業へ三千万円、合計三十億と計画しております。

○木村(衆)委員 そういたしますと、大体三十億のおもなものは生産関係ではなくて、伐採といましようか、總括的に言いますと、消費の方におもに使うということになるわけですか。

○義輪説明員 今おつしやいましたような消費というのではなくて、生産に伴う施設、結局国有林の特別会計の方から申しますと、資産の増になる形で使つて行く。要するに今申し上げた生

産に関係はございしますが、将来機械化その他の生産事業に使う。あるいは搬出の関係で林道の開設、改良、貯木場の新設というもので、結局資産の増になるものを主として計画をしていられるわけです。

○木村(衆)委員 昭和二十五年に出る来ますというふうな木材関係の売渡は、従来通り大体国内の業者に拂下げその他の方法でおやりになつていたので、何か見返り資金が入つた関係で、特別な操作をされるような方針はありませんか。

○義輪説明員 見返り資金は、結局今申し上げたような使途で計画いたしておりますが、要するに出る来た製品を売り拂うという関係は、見返り資金とは全然関係がないわけでございます。在来と同じような方法で、主として木材関係の業界あるいはそれに関連する企業体へ処分して参ります。見返り資金に關連した特別な措置というものは全然予定していません。

○木村(衆)委員 三十億という金は、大した金ではありませんが、それでもこれだけの見返り資金を入れて、日本の造林その他の関係をおやりになるといふことになれば、相当計画性がなければならぬ。従つて今度の林道の開設とか、また苗の奨励栽培とか、その他造林方面もあると思ひますが、そういったことをやれば、これは特殊なことで、来年度にどれくらい利益が出るかというところは簡単に計算できないでしようが、相当長期にわたる計画を立てて、こういつたことを年々やつて行けば、戦争中激伐をやつた状態から脱して、何年くらいたてばどれくらい復活できるかという見通しを立てて

おりますか。

○義輪説明員 だいたい御質問のありました造林関係の方のことを申し上げますと、現在のところ更新すべくしてできなかったといふのが、国有林で約二十五万町歩ございしますが、それと現在まで

は安本の方の復興計画に伴つて年々伐採を続けておりましたが、今後は国有林の成長量に応じた伐採に規正して行きたいと思つております。従ひまして伐採の面積も漸次規正された計画性を持つた伐採量になつて参ると思ひますが、それらを考えあわせまして五箇年計画を立てております。現在のところでは二十四年度から五箇年計画でもつて、二十九年度には今まで切り出した面積を、ほぼ正常の形にのどすような計画を立てておまして、その二十五年度分といたしまして、十八万七千町歩の更新をする。更新と申しますが、もちろん立地の関係もありまして、天然の更新を待つた方がよろしいとか、あるいはそれでなければ非常におむだが行くというふうなところもござ

いますので、天然更新に期待するものがそのうち十萬町歩、人口植栽のものが三萬四千町歩というふうになつて参つております。こういふふうになつて五箇年で正常の伐採と、それに伴う更新ができて参りますように計画しております。その第一年度分を今度の見返り資金の一部と、経常的な経費で実行したいと考えて大体の目安を立てております。

○川野委員長 ほかには質疑はございせんか。——なければ本案に対する質疑は明日に譲ります。

○川野委員長 次に国民金融公庫法の

一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

御質疑はございせんか。——なければ本案に対する質疑は終了とするに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようでありますから、本案に対する質疑は終了いたします。

○川野委員長 次は食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。竹村奈良一君。

○竹村委員 食糧公団の總裁に伺いたのですが、公団が末端農村の配給を農業協同組合に委任されている。この代位配給が行われている面と、公団が直接代位配給を行われるものと、配給手数料の相違の問題です。大体公団直接の代位配給の方は一俵七十四円七十五円かでやられており、協同組合の代位配給に対しては一俵四十五円と差をつけておりますが、これはどういふ理由でそうなつておるか、この際承つておきたい。

○義輪説明員 お答え申し上げます。農村の方の代位配給の手数料は、従前たしか三十円見当だつたと思ひます。その後上りまして現在今お話のように四十五円になつておるものであります。先般農村地帯、都市を通じて全国で約百箇所の直営配給所を代位配給所に切りかえましては、農村地帯におきましては四十五円、それから都市におきましては最高のおよそ八十五円かと思ひますが、その間数箇の段階を設け

ましてきめたのであります。差がつきます理由はいろいろあるものであります。そのうちの二、三を申し上げますと、配給回数が多い少ないということ、一つの差のつきまざる理由であります。かりに百俵の取扱ひをいたしましても、それを一回に配給いたしまして一月分の仕事が終わりますと、いろいろな種類の種類がその中にありまして、七回、八回と分割いたしまして一月の仕事を終るといふ相違がありますので、これは結局配給所におきます労働力の相違、その他各種の費用の相違があるわけでありまして、いま一つは現在の給與関係におきまして、御承知のようにに都会方面は農村方面に比べて高いのであります。そういうふうな点も代位配給の制度におきましては一応取入現実にあつておるわけでありまして、現実についておるわけでありまして、

○竹村委員 どうもはつきりせぬと思ひます。というのは都会の方が高いという理由としては、實際問題としては都会の配給所は一度に配給できるわけが多いので、その多いところの代位配給所が安くて、そうして手間のあまりからぬところが高いという理由は、どうも今の説明ではわからぬのです。

○義輪説明員 いろいろの見方から申しますと、お説のような観点も確かにあると思うのであります。ただ都会におきましては配給操作、たとえて申しますと取扱ひの品物が非常に多いということ、それから配給回数が多しといふこと、この両方をまぜ合せて処理するのであります。従ひまして

労力の点から申ししても、一人当りの取扱いまする分量が、農村方面と申しますか、比較的食糧事情が潤沢でありまして、配給回数等におきましても月に一回あるいは二回、また配給いたしますもの品質もたとえ米が七〇%、八〇%というところにおきましては、勢い事業運営上経費の点等におきまして、都会等に比べまして内輪に落むわけでありまして、従いまして現状におきまして都会等と農村地帯との間に相当の差のつきましますことは、現実問題としてやむを得ないことと考えております。

〇竹村委員 どうもそれは納得できぬ。たとえば食糧公団の代配給所を設置された場合に、農村にも代配給所を設置されたでしよう。この配給が一俵七十五円だったと思うのです。そうして協同組合の代配給所にやらしておつたものは四十五円だった。これは現実には私という協同組合に關係しているからよくわかるのですが、現実にはそうです。そうすると手数料を拂われる場合におきまして、公団の直営代配給所には一俵七十五円で渡す。それから請負させているものは、公団が協同組合に請負させている分には四十五円になる。しかもこれは一俵についてです。石数においてきめられておるのではなく、一俵幾らできめられておるのだから、七十五円と四十五円で三十円も開きがあるのは、どういふふうにして差をつけられたか。その計算の方法が納得できないです。もちろん請負させたんだから三十四円公団がよいもうけてるんだ。それならそれで納得できますが、しかしそれは協同組合が非常に迷惑する。農民自身がこしらえておる

協同組合がそんなに政府の公団として差別をつけられる。同じ手間がかかっているのに直営代配給所は七十五円、協同組合の方は四十五円。それは都会も農村も關係はない。同じ一俵に対してですから……。その点をよくわかるように説明願いたいと思う。

〇榎原説明員 公団といたしましては直営を切りかえまして代配給所も、従前ありました農村の協同組合にお願いたしてありますもの、それから農村におきましては協同組合以外に個人にお願いたしてある所もあるのではありません。その間に毛頭差別をつけて考えておるわけではないのであります。いずれも公団の配給所であるわけでありまして。今御指摘の直営から代配に切りかえた分、農村地帯において七十五円であるというお話があつたのでございまして、私の承知いたしておりますところは、農村地帯で、ほかの代配の場所において四十五円出しておる所と同様の条件の所においては、四十五円であるというように指示いたしておるのであります。過殺切りかえまして代配の配給所のうち、四十五円のもの、四箇所でありまして。それから御指摘の七十五円の所、これはやや都市がつかつた所かと思ひますが、十八箇所、それから八十円の所が十二箇所、六十円の所が三箇所、いろいろ段階があるのであります。四十五円の所も先般切りかえしました分の中にはあるのではありません。

〇竹村委員 それではあらためて聞きませんが、協同組合の代配給所に対して拂つておられる手数料で、今言われたように四十五円の所、あるいは七十五円の所もなければならぬと思うのです

が、その箇所をべん聞かしてもらいたいと思ひます。

〇榎原説明員 おそらく協同組合で従前から代配をやつていたたいでありまして、御承知のごとくほとんど農村でありまして、先ほど申し上げましたいゆる四十五円地域と申しますか、その地帯にあるわけでありまして。もしも町がかりました所で、いゆる他と条件が同じようでありまして、四十五円でおきましては、これは必ずしも四十五円でなければならぬというわけのものでは毛頭ないのであります。

〇竹村委員 大体公団のそういうやり方は実に百姓をばかにしてゐると思ふ。米は百姓が出すんです。しかもその百姓がこしらえておる米を代位配給所に配給するとき、一俵四十五円から七十五円の手数料を出されたとか言われるが、事實は四十五円でやられて全般的な問題になつてゐると思ふのです。協同組合も再三代配所会議を開いて交渉をやつてゐると思ふのですが、いまだにそのままほうつてある。農村の協同組合などに配給を頼んでおられるところは、實際は公団では手のつかれない辺鄙なところが実に多いので、そのところが四十五円で非常に赤字を出してゐるところが多い。実例を言へと言へば統計を持つて参りますけれども、そういうところが四十五円で、町がつかつたところはそれ以上を出してゐるところはおつしやいますけれども、協同組合には大体四十五円と相場がきまつてゐるのです。だからあなたがおつしやるように、町がつかつたところ七十五円も出してゐるところがあるのとすれば、一体協同組合の代位配給所で何箇所七十五円のところがあつ

て、四十五円のところは何箇所かという点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

〇榎原説明員 協同組合で七十五円あるいはそれ以上のところがあると申し上げたのではないのであります。もしも立地的な条件また配給操作の事情等が、地帯的に考えまして七十円なりあるいはそれ以上を要するところにおきましては、協同組合にお願ひいたしますならば、これは当然に四十五円以上になくちやなるまいというところを申し上げたのであります。現在協同組合にお願ひしておりますところは、大体のところ農村地帯でありまして、昨日申しましたように、配給の回数にいたしましては比較的容易なところであるというふうな事情から、四十五円になつておるのであります。従いましてそういう農村におきましては、協同組合以外に相当数の代位配給所があるわけでありまして。個人等におきましては、それもやはり四十五円でお願ひしてゐるというふうな実情であります。

〇竹村委員 それではそういう現実の問題は別問題として、もし調査の結果がはつきりして、私の言うように公団が直接個人なんかには請負わしておられる代位配給所において、七十五円の手数料を受けてゐる。その近くに協同組合の配給所があつて四十五円である場合には、七十五円に引上げられる御意思があるでしよう。これを特に御伺ひしたいと思ひます。

〇榎原説明員 七十五円のいゆるテスト配給所でありまして、それを置きまして、個々の配給所の実態を調査いたしましたきめたわけでありまして、もし御指摘のようなどころがあり

といたしますと、七十五円の方もあわせて特に調査をいたしたいと存じます。はたして四十五円でやつてゐるところがあるにかかわらず、同じ条件で近くに七十五円のところがあるということになりますれば、お話の点も調査いたしますし、また今申しました七十五円の方も調べてみたいと思ひます。

〇竹村委員 それではたとえ当然七十五円かかるところで四十五円でさせておつたという場合においては、調査の結果わかればそれだけ増額する、というふうな受取つていいですね。そしてそれと反対に今おつしやつたように、四十五円しかかからないのに七十五円とつておつた代位配給所も調査すると言われるのだから、従つて調査の結果それが四十五円以下かつたところならば、七十五円拂つておつたところに対してはあなたはその不当として取返されるのですか。どうされるのですか。

〇榎原説明員 そういう場合におきましては、代配の手数料を適正に是正をいたすことにしたいと考へます。ただ御承知のように四十五円地区の農村の地帯におきましては、差がありまして、これは御想像の通り農村といひましても立地条件その他いろいろ運うのであります。四十五円と十分間に合つて申しますか、余裕のあるところもありまして、反面また農村でありながら、四十五円ではどうしても困難であるという地帯もあるのであります。その間個々の村及び配給の実情に即しまして、それら原価計算的計算の基礎で代配の手数料を算定いたしますことは、御承知のごとく数が非常に

に多いものですから、なか／＼困難であらうと考へておるわけでありませう。現在四十五円から八十五円まで段階はありますけれども、これはたゞ／＼先般試みに実施いたしましたいわゆるテスト配給所というものでありまして、一応これを基準にいたしまして、その経営上の計算その他の資料をつかむということ、その他の目的で試験的に実施は配給手数料のごときも区分をして行つたのであります。こういう点は一応実績をばつきり把握しました上で、全面的な配給の適正化をはかりたいという考へでいるわけでありまして、いわゆる四十五円以上八十五円までの約百箇所の配給所でありませうが、これらの配給の手数は以上申し上げましたような趣旨で、暫定的にきておるといふことをひとつお含みおきを願ひたいと思ひます。

○竹村委員 もろろん／＼御説明はわかりませうが、しかも実際問題として現在代位配給所を設置しておられるようなところは、たとえば協同組合などに特に配給をまかされておられるところでは、昔からあまり米を買ふところではなかつた。米屋さんがあまりおられなかつたところで、今日配給制度ができてそういうものを置かなくちやならぬというのを置いておられるところが多い。米屋のあるところは大体営団が来られて公団に切りかえられて来た、こういうことになつてゐる。従つて代位配給所という性質から考へまして、公団は結局は配給を請負わすといふことになる、実際問題としてはそれを請負わすのに一俵だけだけるからというより、町の方では七十五円大抵かかる。農村のいろ／＼手間

のかかるような所でも大体四十五円だ。これは統計上／＼調査すると言われませうが、一俵単位で請負わす以上は、これは都会であらうと農村であらうと一俵配給したなら四十五円なら四十五円、七十五円なら七十五円、五十円なら五十円というように、代位配給所に請負わすのだから一定さすという御意思はないか。そうしないと手数料をめぐつて納得できない。公団の調査の結果ではあるところでは四十五円だ、あるところでは五十円だといふことになる、いろ／＼統計上調査して出すのだと言われませうけれども、どうもその調査の仕方ほどを基礎に置くのか。あるいは便、不便といふこと、これも鉄道から遠いとか近いとか、どこをつかんでどれだけのところか、それがそれだけの違いになるのか、実際納得はできません。一俵請負わすのならば一俵に対して何俵というように、全国一律にされる意思はないのでありませうか。

○梶原説明員 おそらく今後は漸次手数料等の巾が狭まつて行く方向に行くであらうと私は考へるのであります。が、現在のところあまりにも各地の状況が違つておりますので、東京で一俵扱つても、あるいは米の産地で一俵扱つても同じ手数料であるといふことは、まだちよつとわかりかねるのであります。かように考へております。

○奥村委員 主として公団總裁にお伺ひたいと思ひます。午前中政府委員からの御説明によりますと、公団の監督については農林大臣であり、直接には食糧庁長官である。この公団のいろ／＼な問題で二、三日前からいろいろお尋ねしておるが、きようは午後

特にお尋ねしなければということをお願いしてあるが、食糧庁長官はどうしてお越しにならぬか。

○川野委員 委員長からお答え申し上げますが、もうお見えになることになつております。

○奥村委員 お見えになるのですか。

○川野委員 はい。

○奥村委員 食糧會計もかなり昨年より経費が膨脹しておるが、公団の方も経費が膨脹しておる。約五十億円ほど経費が膨脹しておる。ほかの政府機関は昨年よりかなり経費を切り詰めておる。それがこの公団なり食糧は特に経費が膨脹しておる。それは結局生産者の供出価格が石四千五、六百円、それが末端配給において消費者には六千何百円、五割五分も経費を見ておるといふのは結局経費の切詰めができぬからである。この米の生産者と消費者との間の大きな差、われ／＼はこれは何とか少しでも縮めねばならぬと思ふ。経費において公団で今年約四百二、三十億円余り使つておるが、この経費について私はかなり放漫な見方をしておる、こういうふうにお思ひので、この点をひとつ微細にわたつてお伺ひをいたしたいと思ひます。

ただいま竹村委員からお伺ひいたしました代位配給所でありませうが、これは現在全国で何箇所あつてどのくらい数量を取扱つておるであつて、その取扱ひ手数料はこの予算の中のどの項目にどれだけ見てあるのかお伺ひいたします。

○梶原説明員 お答えいたします。現在代位配給所の数は一万一千見当であります。それに対して代位配給の手数は一俵当り四十五円でありませう。

す。そのほかに先ほど御質問がたまつた約百箇所の代位配給所があります。それは農村地帯にもありますけれども、大部分都会方面であります。それは手数料も四十五円から八十五円まで段階がわかれておるわけでありませう。しかし全国を通じて約百箇所であります。それから、全体の金額をいたしますと、その項目は委託配給手数料の中に入ります。百七十五ページです。が、その中の食糧配給公団支出の中の第三の事業運営費の中に入つておるわけでありませう。

○奥村委員 事業運営費のこまかい項目の中で、その配給手数料の入るべき項目はないと思ひますが、そのこまかい項目の中のどの点から出ますか。この公団からいただいた予算の明細書の中にはその項目が出ておりませう。

○梶原説明員 各公団各自明細書というものがお手元にあると思ひますが、そのうちの食糧配給公団の部、五ページの事業運営費の中に委託配給手数料の節があると思ひます。

○奥村委員 その委託配給手数料は四十四億円、その内訳として総合配給商品が二十九億円、パン類が九億円、麵類が六億円、これはおそらく都会に対する総合配給であらうと思ひますが、この中のどの項目に入るのですか。

○梶原説明員 総合配給商品、これに入ります。

○奥村委員 ではまたあとからこれはお尋ねします。

公団の職員の給料が、政府職員その他ほかの公団の職員の給料と比べるとたいへん高いのです。本給でたとへば食糧管理特別会計の方の給料は五万七

千円に見えております。ところが公団の方は七万四千円に見えておる。そのほか公団手当というものが、これはおそらくほかにはなからうと思ひますが、公団手当が一万五千三百六十円、家族手当が一万七千三百六十円、家族手当から勤務地手当は例外なしに一万八千二百四十円見えておる。合計しますと全部つきならしめて十二万五千四百八十二円というものを一人当りの手当給料に見えておる。一方同じ食糧を扱うのに、食糧の方は全部合せても七万四千八万円の給料になつておるし、公団の方は十二万五千円になつておる。この点が非常に食い違ひがあるので、まずこの点をお伺ひいたします。

○梶原説明員 お答えいたします。御承知のように公団は、公団設立前民間の事業体でありました食糧営団、その他の統制会社等の人員を原則的に引継いだわけでありませう。当時一般の官庁の給与と民間におきまされる給与とは、相當の差が御承知のごとくあつたわけでありませう。ただちに公団になつたために、従前の給料を引下げたといふことも、これ実態に合わないといふわけでありませう。各公団につきまして公団特別手当の制度ができたことと承知いたしておるのであります。それから一般の官庁——御指摘の食糧庁の職員との差であります。いろいろの点におきまして差違ひがあるかと思ひますが、従前の給与の基礎が相當程度違つておることもありますけれども、第一に年齢構成が非常に違つておる。おそろしく食糧庁におきまされる平均年齢に対して、食糧配給公団におきましては御承知のように配給公団に勤務いたしております大部分の

職員は、相当年齢が高いのであります。そういうことから見まして、給與の單面的の面におきます差が実は出て参るのではありません。それから時間外なりあるいは勤務地の関係、家族手当の關係等につきましては、それ／＼公団を通じて一つの基準——これはもちろん一般官庁にも通ずる原則と思ひますけれども、それに準拠いたしまして計算をいたしているわけでありま

す。

○奥村委員 官団から引継いだので、ほかの公務員より高いんだ、こういうお話であります。昭和二十三年には給料全体で約五十億圓、今度は百三十九億圓と大に引上げています。この理由は、どういふわけでありま

すか。

○梶原説明員 公団ができて、従前の官団その他の統制会社より引継がしたときの一般の基準と申しますか、營団の多数の職員の基準が大体千八百圓見当であつたかと思ひます。これは昭和二十三年の多であります。その後御承知のごとくインフレが相当猛烈な速度と程度で高進して参りまして、六月に入りまして一般官庁の給與の基準が直り、さらに秋になりまして三千七百圓で改訂され、暮れになりましてさらにそれが改訂されることになつて、当初の千八百圓程度が大巾に数回の給與ベースの改訂によりまして上つて参つたのであります。従ひまして当初と比較いたしますと、御指摘のごとく相当巨額になつてゐるわけでありま

す。

○奥村委員 その点は、どうも納得行きませんが、それじや大蔵省でこの予算を査定なさつたのですから、大蔵省にお尋ねいたしますが、一体公団手当を

一人に対して一万五千三百六十圓拂つてゐるが、この公団手当はどういう意味で拂うのか。また公団にはみな拂うのか。食糧公団のみにこういうことになつてゐるのか。またこれはいつからこういうことが始まつたのか。こういうことを伺ひたい。

○石原(周)政府委員 お答えを申し上げます。先ほど食糧配給公団の總裁の梶原さんからお答えを申し上げましたように、公団というものができましたときに、その前身と申しますか、公団以前におきましてそれと類似をいたした企業を営んでおつたものがござい

ます。これは食糧配給公団のみならず、ほとんど全部の公団に属するものであります。そこでそれらの引継ぎ前の統制機關と申しますか、統制会社と申しますか、營団のようなものもあつたわけでありま

す。當時において年齢とか學歷とか、あるいは統制会社は比較的その生命が長くないというやうな身分の不安定とか、いろいろの事情がございまして、公団をつくりまして、公団にそういう方を引継ぐときにおいて、相當な給與の開きがあつたのであります。その當時におきましては、もちろん国家公務員法制定以前でございまして、その當時における給與規定に従ひまして、大蔵省の當時の給與局あたりが相談を受けまして、最初においては五分五割を最高として、特例を認めることができたというやうな趣旨の定めをいたしたように記憶いたしております。それは千二百圓ベースでありましたか、千六百圓でありましたか、正確に記憶を持ちませんが、とにかくその後において數回にわたつて給與ベースの引上げが

あつたわけでありま

す。たしか千八百圓ベースのところであつたかと思ひますが、最高五割というやうな行き方をやめたにいたしまして、やはり一律に何割という行き方をいたした方がいゝのではないかと、ことに相なりまして、その當時大体三千七百圓ベースであつたかと記憶いたしますが、公団手当を三割にいたそうということに相なりまして、その當時の最高五割まで達することができるといふ行き方をやめたにいたしまして、三千七百圓ベースに対して三割の公団手当を出す。これは国家公務員法においてすでに正式の法律上の基礎があるわけでありま

す。

そこでお尋ねの、それではそれ以外の公団に出しているかという点であります。これはもちろん出しております。全体のものに対して公団手当は出しております。今の三千七百圓ベースの本俸に対して三割であります。それで公団の給與が食糧管理特別会計より高いじやないかというお話がござい

ましたが、おつしやるやうに若干高いのでございます。これは食糧配給公団ばかりではございせん、食糧配給公団以外の公団も、これは年齢の問題もございまして、それから勤務地手当と申しまして、東京在勤のものが多いか少いかということも関連いたしております。大体月額一萬圓程度になつておりますから、政府職員に比べて相當上まわつております。これは三千七百圓ベースの當時における三割の公団手当より以上高いことにつきましては、先ほど食糧配給公団總裁からお話がござい

ましたように、最も多いのは年齢の点かと思ひます。あるいは比較的人數の少い公団におきましては、比較的東京に多いということ、あるいは學歴が比較的高いというやうなことがあると思ひます。それはいろいろの公団にいろいろの事情があるのでありますが、大ざつぱに申しまして月額一萬圓程度である。その法律上の根拠につきましては、今申し上げた通りであります。

○奥村委員 御答弁はどうか要点だけを願ひたいと思ひます。公務員法によつて公団手当を三割出してゐるというお話であります。それが、それじや公務員法の第何條によるのか、お尋ねいたしま

す。

○石原(周)政府委員 今調べてすぐにお答えをいたします。

○奥村委員 いま一つ大蔵省の政府委員にお伺ひいたしますが、もと／＼本給において公務員よりも約三割ほど高い。七千四百圓で本給です。で上げてゐる。そのほか公団手当が一萬五千なんぼがある。それで本給と二重になつてゐる。それが明らかに公務員法によつて規定されてゐるのかということ

です。

○石原(周)政府委員 先ほどちよつと申し上げましたように、それは年齢の問題である。あるいは勤務地の問題である。そういう條件から出て参ります。この個々の点につきましては、給與実施本部時代において公団から精細な資料をいただきまして、元の給與局——給與実施本部において査定をいたしておりますので、個々の点がどうであるかということはこの中で申し上げかねますのでありますが、数字は通してあります。

○奥村委員 年齢の問題と言われますが、年齢においてこれだけの差異はできるはずはないと思ひますが、

これは水かけ論になりますからあとまわしにいたします。しかし勤務地によつて違ふというお話であります。本給、公団手当、家族手当のほかに勤務地手当が一萬八千二百四十圓公団の方に出てゐる。これもまた地区によつて區別してあるならわかるが、全国一律に平等に一萬八千二百四十圓というものを出してゐる。これはほかの公務員と比べると、ほかの公務員では、東京地区のみ本庁においては三割出ているが、ほかの地方事務所の方では五%しか出しておらぬ。この公団のみが一律一

体に一萬八千圓という勤務地手当を出してゐることについてお伺ひします。

○石原(周)政府委員 一萬八千二百四十圓という数字は、一律に出してゐるのではありません。三割二割、一割、ゼロというふうにならざるを四地域にわけまして、おの／＼人口の多い都市、いなかというふうな區別をいたしております。その平均が一萬八千二百四十圓というやうに御承知を願ひたいのであります。

それから食糧管理特別会計の方は、大都市以外の勤務者が多いのでありますから、御指摘のやうに割合が下つておるといふことになつて参ります。

○奥村委員 大長の御答弁によりまして、勤務手当も含むから特に高い。年齢の差と勤務地手当の關係で本給が高いのだという御答弁のやうであります。が、勤務地手当というものは別に一萬八千圓を組んであるから私はお尋ねをした。この点の御答弁にはなつておらぬと思ひます。

○石原(周)政府委員 お答えを申し上げますが、先ほど勤務地の点もあるというのを申し上げましたのは、ある

いは私の言葉が足りなかつたのかもしれませんが、私としては、月にいたしまして一万円になるという数字を申し上げたつもりであります。でございまして、本俸の問題といたしましては、おつしやいますように勤務地の関係はございせん。従いまして私どもの申し上げました理由のうちでは、年齢の關係あるいは學歷などがそれに關係をいたすかと思ひます。

○奥村委員 それでは勤務地手当の問題に移ります。勤務地手当の一万八千二百四十円というのは平均でございなるが、四級、三級、二級、一級にわけるといふことになる、最高は一体幾ら出るのでありますか、お伺ひいたします。

○石原(周)政府委員 詳細は公団の方から御答へを願つたらいいかと思ひますが、先ほど御指摘になりましたように相当高い本俸であります。その本俸に對します三割が一番高いのでありますから、高いところは一万八千円以上も出ると思ひます。一万八千円というものは年額といふふうに承知しておりますが、先ほど本俸七千円とおつしやいましたから、七千円に三割かけますれば二千四百円で、年額二万二千元になります。従いまして一万八千円というものは、もちろん三割以下のものを含む平均に相なります。

○奥村委員 公団の方の最高額は幾らですか。

○後藤説明員 これは規定に従つておるのであります。特、甲、乙、丙とわけておられます、特が三割、甲が二割、乙が一割、丙はなしということになつております。

○奥村委員 その特三割というのは、

どの金額に對する三割ですか。

○後藤説明員 本俸、公団手当、家族手当の合計額の三割というふうに考えます。

○奥村委員 大蔵省の次長にお尋ねしますが、勤務地手当といふものは本俸及び公団手当、家族手当の合算の三割といふことを認められておるかどうか。

○石原(周)政府委員 先ほどは言葉が足りませんで失礼いたしました。本俸とそれから家族手当、公団手当に對する割合であります。

○奥村委員 ほかの公団でもこういうことをやつておりますか。

○石原(周)政府委員 おつしやる通りであります。

○奥村委員 それではこの三割、二割、一割の年数別、金額別の資料を後ほど御提出願ひします。

それから家族手当であります。一人について平均一万七千三百六十四円に對しておりますが、これが食糧特別会計の公務員の方であります。一人に對して五千二百四十四円あります。そうすると公務員の三倍以上の家族手当を出しておりますが、これはどういふわけですか。

○後藤説明員 これは先ほど御説明がございましたごとく、比較的食糧公団の従業員が中年者が多い關係で家族が多いのであります。従業員一人に對して家族が二人半という計算になつております。

○奥村委員 公務員の場合でも大体一人に對して二人ないし三人と見て予算を組んであるのではありませんか、公団が同じ一人に對して二人ないし三人であれば、人数においてはかわりはないは

ずであります。従つてただいまの御答弁では不足であります。

○石原(周)政府委員 公務員の場合におきまして、食糧特別会計において何人であるかは、食糧庁の方からお答へを申し上げると思ひます。今ちよつと正確な数字を申し上げかねますので、間違つておりましたらまた訂正申し上げますが、一般会計におきましては大体本人一人に對して一、三人か一、四人そこらかと思ひますが、正確なことは後ほど申し上げます。従つて先ほどおつしやいました食糧配給公団に比べますれば、はるかに低い数字になつております。

○奥村委員 何もかも公団はかわつてゐるようではあります。答弁が少し不足であります。

次は寒冷地手当であります。寒冷地手当は公団の方では四級地に對して七千四百九十九円拂ふ。一般公務員の方は四千六百円程度で、約倍近く拂われておるが、このわくはどういうことでしょうか。

○後藤説明員 寒冷地手当につきましては、法令に基いて出しておるわけでありまして、ただその基礎になる金額が先ほど御指摘の通りに、食糧庁等と配給公団におきましては相違があるのでありまして、食糧配給公団の職員の給料の方が上まつておりますから、勢いそれを基礎にして算出する寒冷地手当におきましても、上まわることと相なるわけでありまして。

○奥村委員 時間外手当においても公団が五千七百八十八円拂つておるのに、公務員の方は食糧特別会計で二千四百円拂つておつて、これまた倍になつてゐる。公団の方は本給及び公団手当、

家族手当といふものをひつくるための基準であるからして、公務員の倍近く拂ふといふことになつておりますが、その法規の根拠を伺ひます。

○石原(周)政府委員 その立て方として違つておるのは、先ほど申し上げましたように公団手当の一点でありまして、あとは一般の公務員に比べますれば本俸自身が高く、年齢も多いといふことに基いて高くなつております。そういうようなことによつて出て参る違いであります。

○奥村委員 先ほどの次長の御説明によりまして、勤務地手当の金額の算出は、本俸、公団手当、家族手当の総合算金額に對する三割と言われたが、これは間違ひありませんか。

○石原(周)政府委員 間違ひではありません。要するにそういう根元のものが高くなると、たとえば人間は年をとつてゐるので家族手当が多いといふことから参りますので、給與の基礎になつております法規自身の建前は、かわつていないといふことを申し上げます。

○奥村委員 公団手当といふものは公務員にはないものでしょう。そこで勤務地手当や寒冷地手当といふものは、少くとも公務員と同じような考え方で行くべきであるが、全然これは別の考え方で行つてゐる。その法規上の根拠をお尋ねしてゐるのです。

○石原(周)政府委員 條文を持つて来た上でお答へを申し上げますが、趣旨だけを申し上げますと、公団の職員は公務員でございまして、特別職になつておりますので、特別職の給與を別にきめられておりますから、それによつてきまつてゐるわけでありまして。今ち

よつと中途半端のお答へを申し上げて恐縮でございますが、條文を見た上ではずきりしたお答へを申し上げます。

○奥村委員 総合算いたしますと、公務員の約倍にすぎたがなつてゐるといふことではありますので、これの法律的な根拠をお伺ひしたいと思ひます。それから、後ほどひとつお願いいたします。次に今回は特に退職金に對して約二十億四千万円に達してゐるが、昨年はほとんど見積つてゐない。今回特別にこれだけのものを見積つた理由をお伺ひいたします。

○後藤説明員 お答へいたします。食糧配給公団は昭和二十六年の三月三十一日までに廃止するといふふうの方針がきまるものと承知しております。さういふいたしますと、来年度において公団の職員が機構の廃止に伴つて職を離れることになりまして、それを来年度の予算に計上したのであります。

○奥村委員 公団からぬかを売却する。その売却価格が一億六千五百四十八銭といふ予算になつてゐるが、これはあまりにも安過ぎる、おそらく一億十貫俵だと思ひますが、これを六十五万四千八百銭ではただやうなものではあります。一体この六十八万三千六百千俵はどういう方面にお売り渡しになるのか、お伺ひいたします。

○後藤説明員 御指摘の通りに、副産物でありますぬかの価格が、一般の市価から見ても相当低目にあると思ひます。現在のところその価格に公定されておりますので、やむを得ずその公定価格を基礎にして計上したわけでありまして。

○奥村委員 これは一体どういう方面に売りさばかれるのですか。

○梶原委員 食糧公団で発生いたしましたねかは、飼料の方の公団の方へまわすわけでありませう。

○奥村委員 これは全部でありますか。明細をお伺いしておきます。公団の配給所から一般にぬかを売っておりますが、それはどういふところから出て来るのか。飼料公団に全部行くものとは思えない。

それから六十五円四十八銭がマル公であるから、これで縛られていると申しますが、マル公はもう少し高いはずだ。大蔵省の主計局の方では、一体どういふわけでこれを査定されましたか。

○石原(周)政府委員 六十五円という数字については、今正確に記憶しておりませんが、公定価格に基いて査定いたしております。

○奥村委員 ぬかの公定価格は六十五円ではないはずですか。

○梶原説明員 最近マル公の改訂がありまして上つたそうです。

○川島委員 ちよつと関連して質問いたします。

今総裁から奥村君の質問に対する答へとして、本年度末における公団の廃止を政府は予定しているという言葉があつたのでありますが、その廃止後における食糧配給機構の構想というものは、すでに決定をいたしましたのでありますから持ち合せておられるのであります。その新しい配給機構の構想がきまつておりましたならば、この機会に承つておきたいと思ひます。

○梶原説明員 食糧配給公団廃止後における主要食糧の配給機構の種類と申しますか機構につきましては、私から申し上げることは適当ではないと考え

ますから、お許し願ひたいと思ひます。

○川島委員 大体内定したものがあつたと私は想像しているのですが、別にそれが確定的なものではないという前提でもよろしいです。御発表になつても別にさしつかえないと思ひますが、さだめしお知りのことであると思ひますから、この機会にぜひひとつ発表してもらいたいと思ひます。

○梶原説明員 これは私の想定でありまして、政府御当局においても食糧配給公団廃止後の機構等につきましても、おそろしく現在検討を續けておられるのではなからうかと考えます。いろいろの構想はあり得ると思ひますけれども、かくのごときものであらうといふことは私どもとしては申し上げかねますし、政府御当局もおそろしく本意にはなつていないだらうと思ひます。

○奥村委員 ぬかが最近マル公が上つたというお話であります。それでは幾らになつたかお伺ひいたします。

○梶原説明員 ぬかのマル公の改訂がありましてのはこの一月でございまして、従前のマル公の二・九一倍になつております。

○奥村委員 ぬかは一俵六十五円で見積つても四億四千万円の収入になり、二・九一倍になるならば約十四億円の増収になつて、これは大きな数字になる。これは予算を見積るのを改訂しなければならぬと思ひますが、いかがですか。

○石原(周)政府委員 予算の改訂の問題につきましても、ただいまお話のありましたぬかの問題にいたしまして

も、あるいはそれ以外の輸入数量というふうなものにつきましても、いろいろその後動きつゝあるわけでありませう。目下のところ大蔵省として考えておりますことは、この予算編成後に生じたいろいろな事情に即しまして、毎四半期におきまして支拂ひ予算をつくることになつておられますので、その機会におきまして、この予算の範囲内において実行のできるように、調整をして参りたいというふうに考えております。

○奥村委員 たしか一月の改訂前にしても六十五円ではなかつたと私は承知しておりますが、もしこれが誤りであつれば十分ひとつお伺ひせねばならぬと思ひます。いづれ私の方も調べておきます。

それから、から俵を一枚四円二十二銭で売却するといふことになつておるが、これも安い、これはどういふ基準で見込まれたかお伺ひいたします。

○梶原説明員 あき俵の価格も公定価格によつておると思ひます。ただ御承知のように、あき俵は現在のところ全国的に調整されておられますので、全部これを回収いたしました、農村還元その他にまわしておるわけでありませう。

従いまして地域的に非常に割高になる場合も、それから割安になる場合もあるわけでありませう。全部ならしめてさういふ価格を立てておるわけでありませう。

○奥村委員 これも相当安い。これはマル公で見てもあるのですか。マル公ならもつと高いはずですか。十円余りになつておるはずですか。これは大蔵省の方へお伺ひいたします。

○石原(周)政府委員 詳細に私承知い

たしませんけれども、ただちよつと気のついたことを申し上げて、あるいはさういふことで説明できるだらうといふことを申し上げておきたいと思ひますのは、マル公は御承知のように発生場所、産地場所の關係がございまして、古俵のような非常にかさの割に値段の安いものは、どの場所での公定価格といふことによりまして相当運賃かと思ひます。公団が自分のところで渡すといふ値段でございまして、あるいは消費者渡しの公定価格に比べまして、相当下まることがあり得るかと思ひます。あるいは私の説明が間違つておるかもしれません、さういふことで説明ができるかもしれません。

○奥村委員 実は私は公団から一昨年度を買いましたが、一俵十四円で買つておりました。それが今度の予算では四円二十二銭に見えてそれでもつて収入を四億円と見込んでおる。もしこれが倍であれば八億円以上になる。さういふ点、ぬかであるが、俵であるが不当に安く販売して、今度買入れるのはみな相当高く見えておる。これが特定の人間に特定に渡すといふことになれば、不当に安く渡してそこに利益を見込ませるということになるので、この点はもう少し十分な御答弁をいただきたいと思ひます。これだけの計算の基礎をマル公によつておるのか、あるいは運賃をどういふふうに組むのか組まぬのか、實際公団の売つておるのと違ひますから、この点を明らかにしていただきたい。これは後ほどお願いしたいと思ひます。

そこで買入れの方を見ますとオート三輪が十五万円、小型自動車四十万円、金庫四万何ぼ、これは市価から行

くとずつと高く見積つてある、さういふことになつております。これは今お尋ねしても水かけ論になりますから、後ほどまたしさいにわたつてお伺ひしてみたいと思ひます。そこで商品の買入代の中に、包装資材として百六十三億円という経費を見込んであるが、これは一体どういふ方面から何を買い取りになるのかお伺ひいたします。

○梶原説明員 お答えいたします。この包装資材には、御承知のように麻袋、綿袋その他各種の包装があるものであります。現在使つておられますものを発生場所において買い取りまして、必要な修理を加へましてまた売つて行くといふ、一つの循環の作業をやつておるわけでありませう。その経費であります。

○奥村委員 この包装資材の百六十三億円はミス・プリントではないのですか。包装資材だけで百六十三億も金を使うといふことは、どうもほんとうには受取れぬ。ただいまの御答弁によりますとまた循環するのだと言われまが、別に粉袋の経費が二億七千万円、麻袋の経費が六億四千万円、わら工品の経費が一億五千万円と出ておる。これは一体どういふことになるのか。重複することになるのか。公団から来た予算の明細表によつてお尋ねしているのです。

○川島委員 今の際奥村君に御希望申し上げますが、もう時間も四時になりましたので、適当なときに質問を明日に譲つていただきたいと思います。

○奥村委員 今のかんじんな百六十三億円の説明がつかぬのは、一体どういふわけか。

○梶原説明員 いろいろな内訳がある

と思いますが、一応内訳をはつきりしてお答えいたします。

○奥村委員 それではこれのこまかい内訳の資料をぜひ出していただきたい。ただいまも申し上げたように、あなたの御答弁ではあるが、そのほかに粉袋、麻袋、わら工品の経費が十億円ほど見ておる。これは明らかに重複しておるのであります。それから食糧特別会計にもこういう経費をたくさん見えておる。どうしたつてこれは重複している。その点を明らかにしたいから、十分こまかい資料を御提出願いたい。

○梶原説明員 重複はいたしてないと考えております。資料ではつきりさせます。

○川野委員長 ちよつと委員長からも御希望を申し上げますが、公団予算の明細書その他法案に関する資料を至急ひとつ御提出を願いたいと思います。それではすでに時間も四時になりますので、本日はこれにて散会いたします。明日午前十時から本法案を議題として質問を続行することにいたします。

午後三時五十九分散会